

県補助制度・制度資金 逆引き事典
(令和6年度版)

令和6年10月

農林水産部

県補助制度・制度資金 逆引き事典目次(令和6年度版)

I 農業編

10月追加●、内容更新●

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|---------------------|---------------------------------------|----|--------|
| 「人と農地の問題」の解決と経営力の向上 | | | |
| 1-1 地域農業を支えたい | | | |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み) | 補助 | 1 |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み) | 補助 | 2 |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み) | 補助 | 3 |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み) | 補助 | 5 |
| | 経営継承準備支援 | 補助 | 6 |
| | 新規就農者育成総合対策等事業費補助金(経営開始支援) | 補助 | 7 |
| | GAP認証取得支援事業費補助金 | 補助 | 8 |
| | 農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援) | 補助 | 9 |
| ● | さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金 | 補助 | 10 |
| 1-2 担い手への農地集積を進めたい | | | |
| | かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金 | 補助 | 11 |
| | 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金(生産基盤強化対策) | 補助 | 12 |
| | やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金 | 補助 | 13 |
| ● | 農地集積・集約化対策事業費補助金(機構集積協力金交付事業) | 補助 | 14 |
| 1-3 荒廃農地を活用したい | | | |
| | 農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援) | 補助 | 9(再掲) |
| | やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金 | 補助 | 13(再掲) |
| 1-4 新たに農業を始めたい | | | |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み) | 補助 | 2(再掲) |
| | 新規就農者育成総合対策等事業費補助金(経営開始支援) | 補助 | 7(再掲) |
| | やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金 | 補助 | 13(再掲) |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営開始資金) | 補助 | 16 |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(就農準備資金) | 補助 | 18 |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業) | 補助 | 20 |
| | 独立自営就農者定着支援助成金 | 補助 | 21 |
| | 独立自営就農者育成研修事業助成金(県支援型) | 補助 | 22 |
| | みどりの食料システム戦略推進費補助金(有機転換推進事業) | 補助 | 23 |
| 1-5 新たな人材を確保したい | | | |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み) | 補助 | 1(再掲) |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み) | 補助 | 3(再掲) |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み) | 補助 | 5(再掲) |
| | 経営継承準備支援 | 補助 | 6(再掲) |
| | 新規就農者育成総合対策等事業費補助金(経営開始支援) | 補助 | 7(再掲) |
| | 農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援) | 補助 | 9(再掲) |
| | 雇用就農支援事業費補助金 | 補助 | 24 |
| | お試し雇用就農助成金 | 補助 | 25 |
| | 集落営農活性化促進事業費補助金 | 補助 | 26 |
| ● | 農業における外国人材活用トライアル事業 | 補助 | 28 |

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|----|--------|
| 1-6 経営力を高めたい | | | |
| | ● 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み) | 補助 | 2(再掲) |
| | GAP認証取得支援事業費補助金 | 補助 | 8(再掲) |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業) | 補助 | 20(再掲) |
| | 独立自営就農者定着支援助成金 | 補助 | 21(再掲) |
| | 雇用就農支援事業費補助金 | 補助 | 24(再掲) |
| | お試し雇用就農助成金 | 補助 | 25(再掲) |
| | 畑地化促進事業費補助金(土地改良区決済金等支援) | 補助 | 29 |
| | 農地利用効率化等支援事業費補助金(先進的農業経営確立支援タイプ) | 補助 | 30 |
| | 農地利用効率化等支援事業費補助金 | 補助 | 32 |
| | 園芸産地における事業継続強化対策補助金 | 補助 | 34 |
| | 情報通信設備導入支援事業費補助金 | 補助 | 35 |
| 1-7 集落営農の法人化等を進めたい | | | |
| | 集落営農活性化促進事業費補助金 | 補助 | 26(再掲) |
| 安定した農畜産物の生産 | | | |
| 2-1 畜産・酪農経営の規模拡大や安定化を図りたい | | | |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業) | 補助 | 20(再掲) |
| | 畜産所得向上支援事業費補助金(ハード支援) | 補助 | 36 |
| | 和牛繁殖雌牛更新事業費補助金 | 補助 | 37 |
| | 新技術活用高能力繁殖雌牛整備事業費補助金 | 補助 | 38 |
| | 子実用トウモロコシ作付け支援事業費補助金 | 補助 | 39 |
| | ● 配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金 | 補助 | 40 |
| | ● 単味飼料価格高騰対策支援事業費補助金 | 補助 | 41 |
| 2-2 飼料用米の生産・利用を拡大したい | | | |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業) | 補助 | 20(再掲) |
| 2-3 地域共同で農地、水路、農道等の保安全管理等に取り組みたい | | | |
| 中山間地域等での農業生産活動を継続させたい | | | |
| | ● 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み) | 補助 | 1(再掲) |
| | ● 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み) | 補助 | 5(再掲) |
| | 情報通信設備導入支援事業費補助金 | 補助 | 35(再掲) |
| | 多面的機能支払交付金 | 補助 | 42 |
| | 中山間地域等直接支払交付金 | 補助 | 43 |
| | 棚田基金活用事業費補助金(資産活用計画事業) | 補助 | 45 |
| | 棚田基金活用事業費補助金(資産活用促進事業) | 補助 | 46 |
| | 棚田基金活用事業費補助金(棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業) | 補助 | 47 |
| | 元気な農村づくりスタートアップ支援事業費補助金 | 補助 | 48 |
| | 地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金 | 補助 | 49 |
| 2-4 山菜の産地を育成したい | | | |
| | 山菜栽培未収益期間支援事業費補助金 | 補助 | 50 |

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------|----|--------|
| 2-5 環境にやさしい農業に取り組みたい | | | |
| | GAP認証取得支援事業費補助金 | 補助 | 8(再掲) |
| | みどりの食料システム戦略推進費補助金(有機転換推進事業) | 補助 | 23(再掲) |
| | 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開) | 補助 | 51 |
| | みどりの食料システム戦略推進費補助金(グリーンな栽培体系への転換サポート) | 補助 | 52 |
| | みどりの食料システム戦略推進費補助金(有機農業産地づくり推進) | 補助 | 53 |
| | みどりの食料システム戦略推進費補助金(持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策) | 補助 | 54 |
| | 環境保全型農業直接支払交付金 | 補助 | 55 |
| | 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(麦・大豆機械導入対策) | 補助 | 57 |
| 2-6 野生鳥獣による農作物被害を減らしたい | | | |
| | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 補助 | 58 |
| | 有害鳥獣被害対策推進事業費補助金(侵入防止柵(電気柵等)) | 補助 | 60 |
| | 有害鳥獣被害対策推進事業費補助金(イノシシ夏季捕獲) | 補助 | 61 |
| 農林水産物等の付加価値の向上 | | | |
| 3-1 6次産業化に必要な機械・施設を導入したい | | | |
| | 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業) | 補助 | 62 |
| | 山形のうまいもの創造支援事業費補助金 | 補助 | 64 |
| | 農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型) | 補助 | 66 |
| 3-2 商品開発や販路の開拓に取り組みたい | | | |
| | 農山漁村振興交付金(農村RMOモデル形成支援) | 補助 | 9(再掲) |
| | 集落営農活性化促進事業費補助金 | 補助 | 26(再掲) |
| | 棚田基金活用事業費補助金(棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業) | 補助 | 47(再掲) |
| | 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業) | 補助 | 62(再掲) |
| | 農林水産業デジタル活用支援事業費補助金 | 補助 | 68 |
| | 山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金 | 補助 | 69 |
| | 農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出支援型) | 補助 | 71 |
| | そば安定生産等対策事業費補助金 | 補助 | 73 |
| | 畜産所得向上支援事業費補助金(ソフト支援) | 補助 | 75 |
| 3-3 農林水産物等を輸出したい | | | |
| | GAP認証取得支援事業費補助金 | 補助 | 8(再掲) |
| | 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業) | 補助 | 62(再掲) |
| | 農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金 | 補助 | 76 |
| 3-4 食育や地産地消を進めたい | | | |
| | 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進事業) | 補助 | 78 |
| | 農産漁村振興交付金(農産漁村発イノベーションサポート事業) | 補助 | 80 |

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|--------|
| 農業インフラ等の整備 | | | |
| 4-1 農業用機械等を新たに導入したい | | | |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(組織的な取組み) | 補助 | 1(再掲) |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(新規就農者等の経営発展の取組み) | 補助 | 2(再掲) |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み) | 補助 | 3(再掲) |
| ● | 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(担い手による営農定着の取組み) | 補助 | 5(再掲) |
| | 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金(生産基盤強化対策) | 補助 | 12(再掲) |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営開始資金) | 補助 | 16(再掲) |
| | 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業) | 補助 | 20(再掲) |
| | 集落営農活性化促進事業費補助金 | 補助 | 26(再掲) |
| | 農地利用効率化等支援事業費補助金(先進的農業経営確立支援タイプ) | 補助 | 30(再掲) |
| | 農地利用効率化等支援事業費補助金 | 補助 | 32(再掲) |
| | 地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金 | 補助 | 49(再掲) |
| | みどりの食料システム戦略推進費補助金(持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策) | 補助 | 54(再掲) |
| | 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(麦・大豆機械導入対策) | 補助 | 57(再掲) |
| | そば安定生産等対策事業費補助金 | 補助 | 73(再掲) |
| | 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(生産支援事業) | 補助 | 81 |
| | 麦・大豆生産技術向上事業費補助金 | 補助 | 82 |
| | 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金(収益性向上対策) | 補助 | 84 |
| ● | 魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金 | 補助 | 85 |
| 4-2 カントリーエレベーターや選果場などの施設を整備したい | | | |
| | みどりの食料システム戦略推進費補助金(持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策) | 補助 | 54(再掲) |
| | 強い農業づくり総合支援交付金(水稻・大豆) | 補助 | 87 |
| | 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(整備事業) | 補助 | 88 |
| 4-3 園芸産地の大規模化や低コスト・高収益な産地づくりを行いたい | | | |
| ● | さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金 | 補助 | 10(再掲) |
| | かがやく果樹産地づくり強化学業費補助金 | 補助 | 11(再掲) |
| | 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金(生産基盤強化対策) | 補助 | 12(再掲) |
| | 情報通信設備導入支援事業費補助金 | 補助 | 35(再掲) |
| | 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金(収益性向上対策) | 補助 | 84(再掲) |
| ● | 魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金 | 補助 | 85(再掲) |
| | 園芸団地整備支援事業費補助金 | 補助 | 89 |
| | さくらんぼ大苗導入推進事業費補助金 | 補助 | 90 |
| | 農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業) | 補助 | 91 |
| 4-4 農地や農業水利施設等の基盤整備をしたい | | | |
| | 農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業) | 補助 | 91(再掲) |
| | 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金 | 補助 | 92 |
| | 土地改良事業調査計画費補助金 | 補助 | 93 |
| | 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 | 補助 | 94 |
| 4-5 基盤整備と併せて規模拡大したい | | | |
| | 農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業) | 補助 | 91(再掲) |

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|------------------------------|----------------------------------------|----|--------|
| 4-6 農村の生活排水処理施設を整備したい | | | |
| | 農業集落排水事業費補助金 | 補助 | 95 |
| 4-7 農地や農業用施設の防災対策と災害復旧を行いたい | | | |
| | 園芸産地における事業継続強化対策補助金 | 補助 | 34(再掲) |
| | 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 | 補助 | 94(再掲) |
| | 緊急農村防災対策事業費補助金 | 補助 | 96 |
| | 農地災害復旧事業費補助金 | 補助 | 97 |
| | 農業用施設災害復旧事業費補助金 | 補助 | 98 |
| | ため池安全施設整備事業費補助金 | 補助 | 99 |
| | 農業基盤整備促進事業費補助金(田んぼダム施設整備) | 補助 | 100 |
| 資金の確保 | | | |
| 5-1 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい | | | |
| | ● 農業近代化資金 | 資金 | 101 |
| | 青年等就農資金 | 資金 | 103 |
| | ● スーパーL資金(農業経営基盤強化資金) | 資金 | 104 |
| | ● 経営体育成強化資金 | 資金 | 105 |
| | 農業改良資金 | 資金 | 106 |
| 5-2 資金繰りのための短期運転資金を借りたい | | | |
| | ● スーパーS資金(農業経営改善促進資金) | 資金 | 107 |
| 5-3 農地や農業用施設の災害復旧に必要な資金を借りたい | | | |
| | ● 農林漁業セーフティネット資金 | 資金 | 109 |
| | ● 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金 | 資金 | 110 |
| その他 | | | |
| 6-1 農業者団体の活動をPRしたい | | | |
| | ● 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金(多様な人材の活躍促進の取組み) | 補助 | 3(再掲) |
| 6-2 燃油・資材高騰に対する支援を受けたい | | | |
| | ● 配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金 | 補助 | 40(再掲) |
| | ● 単味飼料価格高騰対策支援事業費補助金 | 補助 | 41(再掲) |
| | ● 施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金 | 補助 | 111 |

II 林業編

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|-------------------------------|-------------------------------------------|----|--------|
| 1 森林の整備を行いたい(再造林を進めたい) | | | |
| | 荒廃森林緊急整備事業費補助金(人工林整備) | 補助 | 1 |
| | 森林資源再生事業費補助金(再造林支援) | 補助 | 2 |
| | 森林資源再生事業費補助金(小面積再造林支援) | 補助 | 3 |
| | 森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金(間伐生産性向上対策事業) | 補助 | 4 |
| | 森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金(低コスト再造林システム促進事業) | 補助 | 5 |
| | 森林整備地域活動支援事業費補助金 | 補助 | 6 |
| 2 特用林産物を生産したい | | | |
| | 林業・木材産業循環成長対策事業費補助金 | 補助 | 7 |
| | 山の幸振興対策支援事業費補助金 | 補助 | 8 |
| | 特用林産施設体制整備事業費補助金 | 補助 | 9 |
| 3 木質バイオマスの利活用を進めたい | | | |
| | 林業・木材産業循環成長対策事業費補助金 | 補助 | 7(再掲) |
| | 森林資源循環利用促進事業費補助金 | 補助 | 10 |
| | 広葉樹林健全化促進事業費補助金 | 補助 | 11 |
| 4 県産木材を活用したい | | | |
| | 林業・木材産業循環成長対策事業費補助金 | 補助 | 7(再掲) |
| | 森林資源循環利用促進事業費補助金 | 補助 | 10(再掲) |
| | 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金(一般住宅) | 補助 | 12 |
| | 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金(民間施設) | 補助 | 13 |
| | やまがたの木まちづくり推進事業費補助金 | 補助 | 14 |
| 5 高性能林業機械を導入したい | | | |
| | 林業・木材産業循環成長対策事業費補助金 | 補助 | 7(再掲) |
| | 森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金(高性能林業機械のヘッド更新支援) | 補助 | 15 |
| | 高性能林業機械トライアル支援事業費補助金 | 補助 | 16 |
| 6 資金を借りたい | | | |
| | 林業・木材産業改善資金 | 資金 | 17 |
| | 木材産業等高度化推進資金 | 資金 | 18 |
| | ● 農林漁業セーフティネット資金 | 資金 | 19 |
| | ● 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金 | 資金 | 20 |
| 7 燃油・資材高騰に対する支援を受けたい | | | |
| | ● きのか栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金 | 補助 | 21 |
| 8 その他 | | | |
| | 森林サービス産業創出事業費補助金 | 補助 | 22 |

Ⅲ 水産業編

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------|----|-------|
| 1 新たに漁業を始めたい(担い手を確保したい) | | | |
| | 次世代水産人材創出委支援事業費補助金(漁業就業者スタートアップ事業(漁業体験補助)) | 補助 | 1 |
| | 次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(次世代水産人材就業準備サポート事業(転居・家賃支援)) | 補助 | 2 |
| | 次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(次世代水産人材就業準備サポート事業(漁業就業準備支援)) | 補助 | 4 |
| | 次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(漁業技術バトンパス事業) | 補助 | 5 |
| | 次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(新規独立漁業経営者バックアップ支援事業) | 補助 | 6 |
| | 次世代水産人材創出支援対策事業費補助金(漁業技術スキルアップ支援事業) | 補助 | 7 |
| | 水産業成長産業化支援事業費補助金 | 補助 | 8 |
| 2 漁船・機械等を整備したい | | | |
| | 水産業成長産業化支援事業費補助金 | 補助 | 8(再掲) |
| 3 漁場造成や漁船の整備などに必要な資金を借りたい | | | |
| | ● 漁業近代化資金 | 資金 | 10 |
| | 沿岸漁業改善資金 | 資金 | 11 |
| | ● 計画営漁推進資金 | 資金 | 12 |
| 4 燃油・資材高騰に対する支援を受けたい | | | |
| | ● 漁業者燃油高騰対策特別支援事業費補助金 | 補助 | 13 |
| | ● 漁業者資材高騰対策特別支援事業費補助金 | 補助 | 14 |
| | ● 放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業 | 補助 | 15 |
| 5 その他 | | | |
| | ● 農林漁業セーフティネット資金 | 資金 | 16 |
| | ● 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金 | 資金 | 17 |
| | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 補助 | 18 |

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取組み）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

新規就農者受入協議会、営農組織、農業者組織、農業者団体、外部組織（他産業、他地域等の参入）等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

※ 県域の事業の場合、補助率1/2（市町村による協調補助なし）

(4) 補助対象経費上限額：800万円（ソフト単独の場合30万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度の募集は終了しております。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者 等

4 支援内容

(1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

(2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度の募集は終了しております。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (多様な人材の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、その他法人等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費：

事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：ハード事業の場合、補助率 県 1/3、市町村 1/6

※ 県域の取組みの場合、補助率 1/2（市町村による協調補助なし）ソフト事業の場合、定額（上限 県 20 万円、市町村 10 万円）

(4) 補助対象経費上限額：ハード事業の場合・・・200 万円

ソフト事業の場合・・・30 万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和 6 年度の募集は終了しております。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 9 7
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 1 8

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

(2) 対象経費：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：200万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度の募集は終了しております。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

経営継承準備支援

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業経営の第三者継承を行う場合に経営移譲者が負担する、専門家等による資産評価や譲渡契約締結等の経費経営移譲にかかる経費の一部を助成します。

3 利用対象者

経営継承を経営継承相談ワンストップ窓口（やまがた農業支援センター）に相談し、第三者継承に向け移譲者と継承者の合意がなされている農業者（経営移譲希望者）の方

4 支援内容

- (1) 補助要件：経営移譲希望者（農業者）と経営継承希望者（新規就農者）の間で第三者継承の合意がなされていること又は合意がなされることが確実と見込まれること
- (2) 対象経費：不動産鑑定、契約書作成及び不動産登記等に要する経費、農業用機械価格査定等に要する経費等
- (3) 補助率：対象経費の1/2又は50万円のいずれか低い額
- (4) 補助上限額：50万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年4月上旬以降随時（予定）
- (2) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター
- (2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課
- (3) 電話番号：023-641-1117

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

新規就農者育成総合対策等事業費補助金（経営開始支援）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域の農業の担い手としてだけでなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるUターンによる親元就農者や半農半Xで就農を希望する方の就農開始を支援します。

3 利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるUターン就農者や半農半Xの方 等

4 支援内容

- (1) 補助要件：次に該当する認定新規就農者以外の方で、2年以上の営農継続の見込みがある方（65歳未満）に対する助成
 - ① 県外からのUターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専従者として就農する方
 - ② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方
- (2) 対象経費：営農開始時に必要な経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：75万円 最長1年間

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

GAP 認証取得支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合
※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び
団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の団体認証を取得すること
- 環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと
 <取組例> ・ IPM（総合的病害虫・雑草管理）に基づいた農薬使用量の削減
 ・ 適正な施肥設計による化学肥料の使用量の低減
 ・ 水田からのメタンの発生量を削減するための中干し期間の延長 等

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり
 GLOBALG.A.P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ASIA GAP 15万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 JGAP 13万円×（団体の構成員数の平方根+2）
 ②審査員旅費 実費の1/2

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、お問い合わせください
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：農産物安全担当
- (3) 電話番号：023-630-2408

農山漁村振興交付金（農村RMOモデル形成支援）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村RMO[※]）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

3 利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法^{*}指定地域 等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

(2) 対象経費：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3) 補助率：定額（上限1,000万円）

(4) 事業期間：上限3年間

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間棚田・農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

収穫時期の集中を避けるため、栽培面積全体の約7割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業協同組合、青果物卸売業者、農業者・農業法人が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 改植本数が1取組主体（農業者又は農業法人）につき3本以上であること
- ② 取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
- ③ 令和7年3月末までに植栽を完了すること
- ④ 植栽から4年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
- ⑤ 重複する国又は県の補助事業を活用していないこと

(2) 対象経費

「佐藤錦」から晩生種等（※）への改植に要する経費

※ 「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下6品種

やまがた紅王（山形C12号）、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅ゆたか

(3) 補助率

定額 [2,000円/本]

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年10月～令和7年3月
- (1) 募集期間：（予算額に達した時点で受付を終了させていただきます）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部園芸大国推進課
- (3) 申込み先：JA、出荷団体等

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2453

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）、公社、民間事業者 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

(2) 対象経費：

- ① 果樹団地の先行投資型整備支援
- ② 整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3) 補助率：

- ① 7/10〔国5/10、県2/10〕、市町村（任意）
- ② 定額〔国22万円/10a、県22万円/10a〕

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2466

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（生産基盤強化対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 産地において、生産基盤の強化に係る成果目標として、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること
- 各取組主体において、生産基盤の強化に係る成果目標として、以下から1つ以上設定しており、当該目標の実現が見込まれること
 - ・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
 - ・ 輸出拡大に係る重点品目の生産開始又は当該品目の販売額の増加
 - ・ 生産コストの低減
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 契約販売率の増加
 - ・ 地力の向上
- 目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手に継承したもの、又は確実に承継することが見込まれるものであること

(2) 対象経費：

- ア 農業用ハウスの再整備・改修
- イ 果樹園・茶園等の再整備・改修
- ウ 農業機械の再整備・改良
- エ 生産装置の継承・強化に向けた取組み
- オ 生産技術の継承・普及に向けた取組み

(3) 補助率：1／2以内（ア、イ（改植以外）、ウ、オ（研修受講費） 定額（イ（改植）、エ、オ（研修受講費以外））

(4) 補助上限額：500万円（オの農業機械の安全取扱技術の向上支援のみ）

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

新規就農者や地域の担い手、荒廃農地の所有者が行う荒廃農地の再生・利用を総合的に支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手又は荒廃農地の所有者であること
- 次の農地要件を全て満たすこと
 - ・ 農振農用地区域内の農地であること
 - ・ 荒廃農地A分類（1号遊休農地）であること
 - ・ 賃貸借等により取得した農地又は自らが所有する農地であること
- 賃貸借等によって、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
- 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策 等
- 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

| | | |
|-------------|--------------|----------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8389 | （企画担当） |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1341 | （計画担当） |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-35-9055 | （地域保全担当） |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5549 | （企画担当） |

農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金交付事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

担い手への農地集積と集約化を支援し、生産コストの削減に資するよう、

- ①農地中間管理機構（以下「機構」という）にまとまった農地を貸し付け又は、機構を通じた農作業委託を行う地域等に対し「地域集積協力金」を交付します。
- ②機構からの転貸又は、機構を通じた農作業受託を行う地域等に対し「集約化奨励金」を交付します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ①地域集積協力金：地域計画の策定地域内等において、農地の一定割合以上が機構に貸し付けられること等
- ②集約化奨励金：地域計画の策定地域内等において、農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等

(2) 対象経費：省略（地域集積協力金及び集約化奨励金は地域の話合いにより、用途の決定が可能）

(3) 補助率：定額（内容によって異なります）

①地域集積協力金：

| | 機構の活用率 | | 交付単価（農作業委託） | |
|-----|--------------|--------------|-------------|---------------|
| | 一般地域 | 中山間地域 | | |
| 区分1 | 40% 超 50% 以下 | | 1.3 万円/10 a | (0.6 万円/10 a) |
| 区分2 | 50% 超 70% 以下 | 15% 超 30% 以下 | 1.6 万円/10 a | (0.8 万円/10 a) |
| 区分3 | 70% 超 80% 以下 | 30% 超 50% 以下 | 2.2 万円/10 a | (1.1 万円/10 a) |
| 区分4 | 80% 超 | 50% 超 80% 以下 | 2.8 万円/10 a | (1.4 万円/10 a) |
| 区分5 | | 80% 超 | 3.4 万円/10 a | (1.7 万円/10 a) |

②集約化奨励金：

| | 団地面積の割合 | 1 団地あたりの平均面積 | 交付単価（農作業受託） | |
|-----|----------|--------------|-------------|---------------|
| 区分1 | 10 ポイント増 | | 1.0 万円/10 a | (0.5 万円/10 a) |
| 区分2 | 20 ポイント増 | 1.5 倍以上 | 3.0 万円/10 a | (1.5 万円/10 a) |

※受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10 a

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他：

- ①地域集積協力金：前年度3月から実施年度の2月末までの機構への貸付面積又は機構を通じた農作業委託面積が対象
- ②集約化奨励金：前年度3月から実施年度の翌々年度の2月末までにおける機構

からの転貸面積又は機構を通じた農作業受託面積のうち新たに
団地化した面積が対象

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
- (2) 担当（係）名：農地中間管理担当
- (3) 電話番号：023-630-2490

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画調整担当又は指導担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8388 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1343 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-26-6057 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5547 |

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件（資金交付要件）：

- 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 独立・自営就農であること。
- 青年等就農計画等が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること。
- 人・農地プランに位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長3年間、年間最大150万円を交付。
- 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則600万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 4 4
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 7 2 4

新規就農者育成総合対策事業費補助金（就農準備資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

3 利用対象者

県認定研修機関（東北農林専門職大学、東北農林専門職大学附属農林大学校、キャリアサポート・研修センター、（公財）やまがた農業支援センター、鶴岡市新規就農者受入協議会）の研修生

4 支援内容

(1) 補助要件（資金交付要件）：

- 就農予定時の年齢が50歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
- 県が認めた研修機関で概ね1年以上研修すること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと等

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長2年間、年間最大150万円を交付。
- 研修終了後1年以内に50歳未満で就農しない場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額の返還が必要。

5 募集期間

(1) 募集期間：

認定研修機関の研修生等に係る募集期間については、各機関にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：研修先の認定研修機関にお問い合わせください。

(3) 申込み先：県内の認定研修機関

- | | |
|----------------------|--------------|
| ○ 東北農林専門職大学（附属農林大学校） | 0233-22-1527 |
| ○ キャリアサポート・研修センター | 0233-22-8794 |
| ○ （公財）やまがた農業支援センター | 023-641-1105 |
| ○ 鶴岡市新規就農者研修受入協議会 | 0235-25-2111 |

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で令和4年度以降、新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2) 対象経費：

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※ 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

独立自営就農者定着支援助成金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

収入が安定しない営農開始時50歳以上の新規参入者に対して、営農費用を助成します。

3 利用対象者

農業を営む個人（認定新規就農者）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 申請日の前年度4月1日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。
- 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。
- 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。
- 営農開始時の年齢が満50歳以上で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けていないこと。

(2) 対象経費：

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

(3) その他（補助を受けられる期間等について）：

最長3年間、年額60万円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年3月中旬～4月中旬に募集予定です。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

独立自営就農者育成研修事業助成金（県支援型）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

50歳以上で、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする助成金（2年以内）を交付します。

3 利用対象者

県認定研修機関（やまがた農業支援センター）の研修生

4 支援内容

(1) 補助要件（助成金交付要件）：

- 就農予定時の年齢が原則50歳以上65歳未満であり、新たに農地等を確保して、独立して農業経営を開始することに強い意欲を有していること。
- （公財）やまがた農業支援センターの受入農業経営者の下で概ね1年以上研修すること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長2年間、年150万円を交付（60歳以上は年75万円）。

5 募集期間

- (1) 募集期間：（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：
（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。
- (3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター
- (2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課
- (3) 電話番号：023-641-1117

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

みどりの食料システム戦略推進費補助金（有機転換推進事業）

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸
- 2 事業概要
みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。
- 3 利用対象者
有機農業に取り組む新規就農者
慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)
- 4 支援内容
 - (1) 対象経費：
有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費
 - (2) 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
 - (3) 補助上限額：2万円/10a以内
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
(最寄りの市町村、または農林水産部農業技術環境課に御相談ください。)
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、農林水産部農業技術環境課
 - (3) 申込み先：最寄りの市町村
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
 - (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
 - (3) 電話番号：023-630-2481

雇用就農支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産
- 2 事業概要
50歳以上の雇用就農希望者を雇用し、研修を行う農業法人に対して、その研修費を助成します。
- 3 利用対象者
農業を営む法人
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
50歳以上の雇用就農希望者を正規雇用し、育成する法人等であること。
 - (2) 対象経費：雇用就農希望者に対して実施する研修の経費について、月額5万円の範囲内で2年間助成。
 - (3) 補助率：定額
 - (4) 補助上限額：年間60万円
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：(一社)山形県農業会議にお問い合わせください。
 - (2) 申請書類(様式)の入手先：(一社)山形県農業会議ホームページ
 - (3) 申込み先：(一社)山形県農業会議
- 6 問合せ先
 - 【(一社)山形県農業会議】
 - (1) 機関名・課名：(一社)山形県農業会議
 - (2) 電話番号：023-622-8716
 - 【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
 - (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
 - (3) 電話番号：023-630-3405

お試し雇用就農助成金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産
- 2 事業概要
県外からの雇用就農希望者を雇用する農業法人に対し、その賃金・報酬等の経費の一部を助成します。
- 3 利用対象者
農業を営む法人
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：18歳以上65歳未満の県外からの移住者で雇用就農を希望する者を正規雇用する農業法人等
 - (2) 対象経費：雇用就農希望者に対して支払う賃金・報酬等
 - (3) 補助率：定額
 - (4) 補助上限額：月額10万円
 - (5) 対象期間：雇用開始から最長4か月間
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：(一社)山形県農業会議へお問い合わせください。
 - (2) 申請書類(様式)の入手先：(一社)山形県農業会議ホームページ
 - (3) 申込み先：(一社)山形県農業会議
- 6 問合せ先
【(一社)山形県農業会議】
 - (1) 機関名・課名：(一社)山形県農業会議
 - (2) 電話番号：023-622-8716
【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
 - (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
 - (3) 電話番号：023-630-3405

集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
 - ① 人材の確保
 - ② 収益力向上に向けた取組み
 - ③ 組織の法人化
 - ④ 共同利用機械等の導入経費

(3) 補助率：

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 …100万円上限/年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 25万円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1/2以内

(4) 補助上限額：1,000万円（1ビジョン当たり3年間の取組の合計額）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度分は令和6年2月中旬～3月上旬に実施

※令和6年度分の募集は終了しておりますが、随時相談は受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2296

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 3
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 7 2 4

農業における外国人材活用トライアル事業

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

生産年齢人口の減少に伴う農業の働き手不足が課題となる中、外国人材の活用による働き手確保に向けた新たな手法を検討するため、外国人材の短期雇用を試行的に取り組む農業経営体を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人・法人

4 支援内容

(1) 補助要件：

山形県内に主たる事業所を有する農業経営体で、以下の条件をいずれも満たす者

- ① 外国人材を派遣により半年以内で雇用すること
- ② 外国人材を受入れる体制（7.5㎡以上の居室空間や送迎手段の確保 等）を整備できること
- ③ 山形県農業働き手確保対策協議会が実施する本事業の評価検証の取組みに協力すること

(2) 対象経費：

- ① 最大2人の外国人材の雇用に係る以下の経費
 - ・派遣会社に支払う経費（外国人材の賃金相当額を除く）
 - ・家賃等住居に関する費用（外国人材から徴収する額を除く）
 - ・外国人材が他県から本県に農作業に従事するために要する旅費
- ② ①で助成対象となる外国人材の受け入れにあたり、宿舎に必要な物品の導入経費

(3) 補助率：

- ・(2)①の経費：定額
- ・(2)②の経費：1／2

(4) 補助上限額：

- ・(2)①の経費：14万円／人・月×2か月
- ・(2)②の経費：50万円

5 募集期間

(1) 要望調査期間：令和6年度分は令和6年2月下旬から9月下旬にかけて、複数回実施
※令和6年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページ

(3) 申込み先：山形県農業働き手確保対策協議会
（事務局：農林水産部農業経営・所得向上推進課）

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：山形県農業働き手確保対策協議会
（事務局：農林水産部農業経営・所得向上推進課）
- (2) 担当（係）名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2443

畑地化促進事業費補助金（土地改良区決済金等支援）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

水田を畑地化して畑作物の生産に取り組む農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払いが生じる地区除外決済金等の費用を支援します。

3 利用対象者

令和5年度又は令和6年度に水田の畑地化に取り組む農業者

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国の「畑地化促進事業」のうち、「畑地化支援・定着促進支援」の活用を要望し、採択された農地であること
- 当該農地について、国が別に定める日までに、土地改良区から地区除外又は畑地として取り扱うことが決定されていること

(2) 対象経費：

土地改良区への支払いが生じる地区除外決済金又は畑地化協力金

(3) 補助率：

定額

(4) 補助上限額：

25万円／10 a

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年1月上旬～3月上旬（実施済み）

※令和6年度分の募集は終了しており、令和7年度分の募集がある場合はお知らせします。

(2) 申請書類（様式）の入手先：地域農業再生協議会

(3) 申込み先：地域農業再生協議会

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

農地利用効率化等支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農地利用効率化等支援事業費補助金と比較して、広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設を導入する場合には補助上限額を引き上げて支援します（融資主体型補助事業）。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 地域計画の目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ビニールハウスの整備
 - 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

(3) 補助率：

以下の①～③のうち最も低い額

- ① 事業費×3/10
- ② 融資額
- ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：個人 1,000万円、法人 1,500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度分は令和6年2月上旬～3月上旬に実施
※令和6年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

農地利用効率化等支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、目標地区に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します（融資主体型補助事業）。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 地域計画の目標地区に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地区に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ビニールハウスの整備
 - 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

(3) 補助率：

以下の①～③のうち最も低い額

- ① 事業費×3/10
- ② 融資額
- ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：300万円

※ 経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者は、上限額600万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度分は令和6年2月上旬～3月上旬に実施。

※令和6年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

園芸産地における事業継続強化対策補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定や、既存ハウスの補強等の取組みに対する支援を行います。

3 利用対象者

公社、農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 県が策定した「園芸産地における事業継続推進計画」に位置付けられた取組みであること
- 「園芸産地における事業継続計画」の策定及び検討、非常時の協力体制の整備を行うこと
- 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること 等

(2) 対象経費：

- ① 「園芸産地における事業継続計画」の策定及び検討、非常時の協力体制の整備に要する経費
- ② 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に要する経費
- ③ 既存ハウスの補強等の被害防止対策に要する経費

(3) 補助率：

- ①、② 定額
- ③ 1／2以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

情報通信設備導入支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（農村振興、地域活性化）

2 事業概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

3 利用対象者

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 農山漁村振興推進計画を策定していること
- 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること
- 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等5ha以上）であること

(2) 対象経費：

- 農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- 情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3) 補助率：交付対象事業費の1/2

(4) その他：事業実施期間は、原則3年以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：下記担当に確認してください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記担当に確認してください。
- (3) 申込み先：下記担当に確認してください。

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画担当
- (3) 電話番号：023-630-2512

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

| | | |
|-------------|--------------|--------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8388 | （計画担当） |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1341 | （計画担当） |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-26-6057 | （計画担当） |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5553 | （計画担当） |

畜産所得向上支援事業費補助金（ハード支援）

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

中小家族経営を含めた意欲ある畜産担い手が行う規模拡大や省力化・生産性向上に資する施設・機械の整備や飼養管理の省力化のためのICT機器の導入等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：収入増又は所得向上10%以上、若しくは経費削減10%以上を図る取組みを実施すること。
- (2) 対象経費：畜舎等の整備に要する経費（補助対象経費の上限5,000万円）
- (3) 補助率：1/3以内
- (4) 補助上限額：2,083万3千円（5,000万円×5/12）
- (5) その他：市町村等と協調補助の場合は1/12を上限に上乗せ
※県が5/12、市町村等が1/12を補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年4月上旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

和牛繁殖雌牛更新事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

肉用牛の生産基盤強化のため、畜産農家が高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する取組みに対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人（いずれも市町村経由）

4 支援内容

(1) 補助要件：令和6年に繁殖雌牛として県内の子牛市場から導入又は自家保留すること

(2) 対象経費：繁殖雌牛の導入に要する経費

(3) 補助額：（主要種雄牛※の産子）1頭あたり100千円
（主要種雄牛以外の産子）1頭あたり150千円

※主要種雄牛とは、国において実施している優良繁殖雌牛更新加速化事業の要領別表3に記載のある種雄牛を指します。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和6年6月中旬～7月上旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

新技術活用高能力繁殖雌牛整備事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

「総称山形牛」のブランド力向上及び和牛繁殖農家の所得向上等を図るため、高能力な和牛繁殖雌牛の選抜に向けたゲノミック評価分析経費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人（いずれも農業協同組合又は和牛改良組合（以下、「農業協同組合等」という）経由）

4 支援内容

(1) 補助要件：ゲノミック評価分析を行う和牛は能力未判定の雌牛であること

(2) 対象経費：ゲノミック評価分析に要する経費

(3) 補助率：ゲノミック評価分析1頭当たり8千円以内を助成

(4) その他：

- ゲノミック評価分析は枝肉6形質（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、BMSNo.）、脂肪酸組成（MUFA割合、オレイン酸割合）及び発育関連2形質（生時体重、日齢枝肉重量）を実施すること。
- 県にゲノミック評価分析の結果を提出すること。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和6年4月下旬～5月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：農業協同組合等

(3) 申込み先：農業協同組合等

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

子実用トウモロコシ作付け支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

子実用トウモロコシの作付け及び利用を推進するため、子実用トウモロコシの作付けを行う農業者等に対して、子実用トウモロコシの作付けに係る経費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織、農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 作付圃場は利用対象者が耕起、播種、雑草・害虫防除、収穫の作業のうち2つ以上を実施すること。
- 作付圃場は牛糞完熟堆肥換算で10 a 当たり 5 t 以上の堆肥を施用すること。
- 事業開始年度から3年間継続して子実用トウモロコシの作付面積を維持又は増加すること。
- 収穫した子実用トウモロコシの供給先が確保できていること。

(2) 対象経費

子実用トウモロコシの作付けに係る経費

(3) 補助率

子実用トウモロコシの作付圃場10 a 当たり

1 年目（事業実施初年度） 13,000円以内

2 年目（事業実施初年度の翌年度） 8,500円以内*

※ ただし、前年度の作付面積から増加した分は13,000円以内。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年5月中旬～6月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

令和6年度第2四半期（令和6年7月～9月）の平均配合飼料価格と令和2年度の配合飼料の平均価格との差額から配合飼料価格安定制度等の補てん金を除いた額の一部を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）
- (2) 対象経費：配合飼料の購入に要する経費
- (3) 補助率：1／2以内
- (4) 補助上限額：4,000円／1トン

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年10月中旬～11月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県配合飼料価格安定基金協会、
山形県酪農業協同組合及び県内各農業協同組合等
- (3) 申込み先：山形県配合飼料価格安定基金協会、山形県酪農業協同組合及び
県内各農業協同組合等

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

単味飼料価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

単味飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するため、申請した畜産農家を対象に令和6年度第2四半期（令和6年7月～9月）の単味飼料の購入経費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：単味飼料を購入している畜産農家（申請による）
- (2) 対象経費：単味飼料の購入に要する経費
- (3) 補助率：配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金と同額の補助単価
- (4) 補助上限額：4,000円／1トン

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年10月中旬～11月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：（公社）山形県畜産協会
- (3) 申込み先：（公社）山形県畜産協会

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

多面的機能支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等を支援します。

3 利用対象者

- 農業者等で構成される活動組織（構成員は以下のとおり）
 - ・ 農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の企業・団体・個人

4 支援内容

- (1) 補助要件：
活動を実施する組織を設立し、5年間の事業計画を作成して、計画に基づく活動を行うこと等
- (2) 対象経費：水路の泥上げ等の地域資源の保全活動に要する経費
- (3) 補助率：定額（田3,000円/10a、畑2,000円/10a、草地250円/10a等）
＜国1/2、県1/4、市町村1/4＞
- (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額
- (5) その他（補助を受けられる期間等について）：原則5年間

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年4月1日～6月30日
※市町村により募集期間が異なる場合があります。
詳細は最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3189

中山間地域等直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

中山間地域等において、集落等を単位に農用地を保全・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 対象地域：地域振興立法9法^{*}指定地域 及び 知事が定める特認地域

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、
沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、棚田地域振興法

○ 対象農用地：対象地域の農振農用地区域において、田で傾斜が1/100以上、畑及び草地で傾斜が8度以上であること等

○ 対象者：集落等を単位とする協定を締結し、農業生産活動等を5年間継続する農業者・特定農業法人等
個別協定を締結し、農業生産活動等を5年間継続する認定農業者等

(2) 対象経費：

集落等単位で締結した協定に基づき実施する水路・農道等の維持管理費等、集落の共同取組活動に要する経費等

(3) 補助率：定額

田：(急傾斜：1/20以上) 21,000円/10a、(緩傾斜：1/100以上) 8,000円/10a

畑：(急傾斜：15度以上) 11,500円/10a、(緩傾斜：8度以上) 3,500円/10a

草地：(急傾斜：15度以上) 10,500円/10a、(緩傾斜：8度以上) 3,000円/10a

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他(補助を受けられる期間等について)：令和2年度～令和6年度(最長5年間)

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月1日～6月30日

(2) 申請書類(様式)の入手先：協定農用地が属する市町村農林主務課

(3) 申込み先：協定農用地が属する市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当(係)名：中山間・棚田振興担当

(3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課：023-621-8164 (農地保全担当)

最上総合支庁農村計画課：0233-29-1345 (地域保全担当)

置賜総合支庁農村計画課：0238-35-9055 (地域保全担当)

庄内総合支庁農村計画課：0235-66-2732 (事業担当)

棚田基金活用事業費補助金（資産活用計画事業）

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（地域振興、地域づくり）
- 2 事業概要
棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動推進を図るための基本計画策定経費について助成します。
- 3 利用対象者
農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
 - (2) 対象経費：保全活動に必要な調査研究（先進地視察、講習会・研究会の開催等）、保全活動の計画策定に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
 - (3) 補助率：定額
 - (4) 補助上限額：15万円
 - (5) その他：支援期間は原則1年間
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時受付
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
 - (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先
【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
 - (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
 - (3) 電話番号：023-630-2495
【総合支庁】
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
 - (2) 担当（係）名：企画担当
 - (3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8389
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549

棚田基金活用事業費補助金（資産活用促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動に要する経費について助成します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：保全活動及び普及啓発（イベント実施等）に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：15万円
- (5) その他：支援期間は最長3年間

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8389 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1339 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-26-6056 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5549 |

棚田基金活用事業費補助金（棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

高齢化等により営農活動が困難となることが予想される棚田地域において、地域の企業等が販路も含めて生産による棚田の保全や営農継続できる体制を確立していくための枠組みをモデル的に構築するための実証経費について助成します。

3 利用対象者

その他の企業・団体・個人

※農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、事業協同組合等により構成される、棚田地域の保全を目的として広域に連携を行う協議会等

4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：実証に係る保全活動に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：30万円
- (5) その他：支援期間は最長4年間

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8389 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1339 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-26-6056 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5549 |

元気な農村づくりスタートアップ支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○その他

2 事業概要

地域の方々の話し合い等で立案・合意された行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展のための新たな取組みを行おうとする場合に、その立上げ（試行）に要する経費を補助します。

3 利用対象者

地域の合意により策定した行動計画等のある中山間地域等の集落・組織
（※）規約等のある集落・組織に限る

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取組みであること
- 農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みであること

(2) 対象経費：

取組みに要する経費（旅費、報償費、需用費（燃料費、印刷製本費、修繕費、消耗品費）、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料）

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：25万円

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村づくり^{むら}担当

(3) 電話番号：023-630-2948

【総合支庁】

(1) 機関名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：企画担当

| | | |
|--------------|-------------|--------------|
| (3) 担当・電話番号： | 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8389 |
| | 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1339 |
| | 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-26-6056 |
| | 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5549 |

地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）
- 2 事業概要
農業者の高齢化、集落の混住化がすすむ農村集落において、多様な人材が話し合っ
て整理した管理計画に基づき、農地の保全管理に必要な機材の導入を支援します。
- 3 利用対象者
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
農業者及び地域の若者、女性、元会社員などが参加した地域の話合いにより、
農地保全・管理実行計画を作成すること
 - (2) 対象経費：農地管理機材導入に要する経費、導入に必要な資格講習の受講費
 - (3) 補助率：導入する管理機材の購入経費の1／3
 - (4) 補助上限額：200万円
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時受付
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
 - (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課
- 6 問合せ先
 - 【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
 - (2) 担当（係）名：農村保全担当
 - (3) 電話番号：023-630-3373
 - 【総合支庁】
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
 - (2) 担当（係）名：下記のとおり
 - (3) 電話番号：

| | | |
|-------------|--------------|----------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8389 | （企画担当） |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1339 | （企画担当） |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-35-9055 | （地域保全担当） |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-2732 | （事業担当） |

山菜栽培未収益期間支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

中山間地域の農地保全・集落維持のため、わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間（定植から3年間）の管理費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 農業地域類型区分の「中山間農業地域」「山間農業地域」、又は地域振興立法8法[※]の指定地域であること

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法

○ 水田に10a以上の団地で新たな定植を行うこと

○ 定植後、収穫までの間の営農計画（出荷先の計画も記載）を提出し、県の認定を受けること

○ 定植後5年間、営農状況報告書を県に提出すること

(2) 対象経費：

○ わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間の管理費（定植、施肥、刈払等）

(3) 補助率：定額（県1/2、市町村1/2）

(4) 補助上限額：1年当たり13,900円/10aで算定した額の範囲内

(5) その他（補助を受けられる期間）：定植から3年間

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当

(3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：企画担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8389

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
(生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

堆肥が施用されておらず地力が低下しているほ場において、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組みを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、市町村等

4 支援内容

(1) 対象経費

- 堆肥、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭の購入、運搬、保管に係る経費
- 散布に係る経費（散布機械のレンタル、リースを含む）
- 土壌及び作物体の分析
- 上記取組みの効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等

(2) 補助率：定額（散布機械のリース導入に係る経費は1／2以内）

(3) 補助上限額：

堆肥等を実証的に活用する面積10アール当たり30,000円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10アール当たり35,000円。

ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合は、リース物件購入価格の1／2以内を加算。

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

(最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。)

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：園芸振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、
農産園芸担当（庄内）

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8387

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1317

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6051

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5521

みどりの食料システム戦略推進費補助金 (グリーンな栽培体系への転換サポート)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、技術検証や定着を図るための取組みを支援します。

3 利用対象者

都道府県（普及組織）及び農業協同組合又は農業者を構成員に含む協議会、市町村、農業協同組合

4 支援内容

(1) 対象経費

- 検討会の開催、栽培マニュアル及び産地戦略の策定に係る経費
- グリーンな栽培体系（総合的病害虫管理（環境）と生分解性マルチ（省力）、有機質肥料（環境）とドローン（省力）など）の検証に係る経費
- セミナーの開催等、情報発信に係る経費

(2) 補助率：定額

(3) 補助上限額：1地区あたり 300 万円

ただし次の①～③の場合は1地区あたり 360 万円

- ①有機農業の検討を行う場合
- ②環境負荷軽減の取組みを複数検討する場合
- ③品目の特性上事業期間が複数年度となる場合

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
(農林水産部農業技術環境課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

みどりの食料システム戦略推進費補助金（有機農業産地づくり推進）

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸
- 2 事業概要
有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、生産から消費までの拡大に資する取組みの試行や体制づくりを支援します。
- 3 利用対象者
市町村、市町村が参画する協議会
- 4 支援内容
 - (1) 対象経費：
 - 検討会等の開催・調査、有機農業実施計画の策定・変更に要する経費
 - 試行的な取組みの実施（技術実証、加工品の試作、販売コーナー設置など）
 - 有機農業実施計画策定後の円滑な実施に向けた取組の実施
 - (2) 補助率：定額（機械リース費に係る経費は1／2以内）
 - (3) 補助上限額：市町村1か所あたり1,000万円
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
 - (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
 - (2) 担当（係）名：環境保全型農業担当
 - (3) 電話番号：023-630-2481

みどりの食料システム戦略推進費補助金（持続可能なエネルギー導入・環境 負荷低減活動のための基盤強化対策事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○その他

2 事業概要

みどりの食料システムの実現に向けて、みどりの食料システム法の認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等に対して支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、民間団体等

（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者、各種組合・法人等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

交付申請までにみどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業実施計画書の認定を受けること

(2) 対象経費：

①代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために必要な機械・施設（付帯設備を含む）の整備等に必要な経費

②資材の生産に必要な調査、検査・分析、実証試験等に必要な経費

(3) 補助率：

① 1 / 2 以内（補助上限：8,000万円）

② 定額（補助上限：100万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

環境保全型農業直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

次のア、イの両方に該当すること

ア 利用対象者が次の全ての事項に該当すること

- ・販売を目的に生産を行っていること
- ・持続可能な農業生産に係る取組み（みどりのチェックシートの取組み）に取り組むこと
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること（有機農業や飼料作物、花きなどを除く）

イ 取組みごとの要件に該当すること

(2) 対象となる取組みと交付金単価：

次の14取組に係る経費

| 番号 | 取組名称 【支援対象の主作物】 取組内容 | 10アール当たりの予定交付単価※ ¹ |
|----|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | カバークロップ（緑肥）の作付け【全作物】 主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップを作付けする取組 | 6,000円 |
| ② | 堆肥の施用【全作物】 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組 | 2,200円【水稲】概ね0.5t/10a以上施用 堆肥の窒素含有率0.8%以上 4,400円【水稲】概ね1.0t/10a以上施用 堆肥の窒素含有率0.8%未満 【水稲以外】概ね1.5t/10a以上施用 |
| ③ | 有機農業【全作物※ ² 】 主作物について、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組 | 12,000円（そば等雑穀・飼料作物以外の場合、うち炭素貯留効果の高い有機農業※ ³ を実施する場合は2,000円を、新規取組者の支援を実施する場合は4,000円を加算。） 3,000円（そば等雑穀・飼料作物の場合） |
| ④ | リビングマルチ【土地利用型作物】 主作物の畝間に麦類等を作付けする取組 | 5,400円（小麦、大麦、イタリアンライグラスの種子を使用する場合3,200円） |
| ⑤ | 草生栽培【果樹】 園地に麦類等を作付けする取組 | 5,000円 |
| ⑥ | 不耕起播種【麦類又は大豆】 耕起をせずに播種を行う取組 | 3,000円 |
| ⑦ | 長期中干し【水稲】 溝切りを原則実施した上で14日以上の中干しを行う取組 | 800円 |
| ⑧ | 秋耕【水稲】 秋の稲収穫後に田んぼを耕耘する取組 | 800円 |

| | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ | 夏期湛水管理 【麦類又はなたね】 夏期間の水田に水を張る取組 | 8,000円 |
| ⑩ | 冬期湛水管理 【全作物】 冬期間の水田に水を張る取組 | 8,000円 (①畦補強等を行わない：7,000円 ②有機質肥料を施用しない：5,000円 ①、②の両方に該当する：4,000円) |
| ⑪ | I P M (総合的病害虫・雑草管理) と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除 【りんご、西洋なし、日本なし、もも、すもも、かき、トマト】 「果樹(野菜) I P M実践指標」に基づく管理と組み合わせ、園地(圃場)内に交信攪乱剤を設置し、殺虫剤の使用回数を削減する取組 | 8,000円 |
| ⑫ | 炭の投入 【全作物】 主作物の栽培期間の前後のいずれかに炭を圃場に投入する取組 | 5,000円 |
| ⑬ | I P Mと組み合わせた畦畔除草(高刈)及び秋耕【水稻】 「水稻 I P M実践指標」に基づく管理と組み合わせ、除草剤を使用せず草刈り機械による畦畔の高刈除草と水稻収穫直後の耕耘(秋耕)を実施する取組 | 3,400円 |
| ⑭ | I P Mと組み合わせた畦畔除草(高刈)及び稲わら腐熟促進資材の施用【水稻】 「水稻 I P M実践指標」に基づく管理と組み合わせ、除草剤を使用せず草刈り機械による畦畔の高刈除草と水稻収穫直後に石灰窒素を施用する取組 | 4,400円 |

※1：本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、申請額の合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

※2：通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物や水耕栽培等は対象外。

※3：土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施すること。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度の募集については、申込み先にお問合せ願います。
- (2) 申請書類(様式)の入手先：取組みを行う圃場が所在する市町村
- (3) 申込み先：取組みを行う圃場が所在する市町村

6 問合せ先

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山)園芸振興、(置賜)地域農政、(最上、庄内)農産園芸
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8387
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5509

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当(係)名：環境保全型農業担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
(麦・大豆機械導入対策)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築することを目的とし、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

- 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が5名以上であること）
- 地域農業再生協議会
- 市町村
- 県知事が地方農政局長等と協議して認める団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする「国産化プラン」が策定されていること
- 農産局長が定める成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること

(2) 対象経費：

麦・大豆の生産拡大に向けた機械・施設の導入、リース導入又は改良に要する経費

(3) 補助率：1／2以内(導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満のもの)

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類(様式)の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当(係)名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：園芸振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6051
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5521

鳥獣被害防止総合対策交付金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

○ 整備事業

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

(2) 対象経費：

○ 推進事業

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

○ 緊急捕獲事業

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

(3) 補助率：

○ 推進事業

- ・1/2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

○ 緊急捕獲事業

- ・定額

○ 整備事業

- ・1/2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

(4) 補助上限額

○ 推進事業

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

○ 緊急捕獲事業

- ・8,000円以内/頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内/頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内/頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内/頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内/羽（鳥類）

○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

○ 緊急捕獲事業

- ・ 推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村づくり担当
- (3) 電話番号：023-630-2710

有害鳥獣被害対策推進事業費補助金（侵入防止柵（電気柵等））

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農作物被害防止対策として、農業者（自家用作物を含む）等が導入する電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人

4 支援内容

(1) 補助要件：市町村が開催する電気柵等設置安全講習会の受講

(2) 対象経費：電気柵、ワイヤーメッシュ柵の整備に係る経費

(3) 補助上限額：原則1／2以内

(4) その他（協調補助について）：

県は、予算の範囲内で市町村に対し、補助事業に要する経費の1／4を補助する。
ただし、1件当たり10万円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

5 募集期間

(1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-2710

有害鳥獣被害対策推進事業費補助金（イノシシ夏季捕獲）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

農作物に被害を及ぼす夏季（4月～10月）のイノシシ捕獲を推進するため、緊急捕獲事業〔国庫〕に併せて、夏季捕獲時の捕獲経費を上乗せして支援します。

3 利用対象者

狩猟者団体及び捕獲従事者等

4 支援内容

(1) 補助要件：

鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業により捕獲されたイノシシのうち、夏季（4月～10月）に捕獲されたものを対象とする。

(2) 対象経費：イノシシの夏季捕獲（4月～10月）に要する経費

(3) 補助上限額：原則、成獣8,000円以内／頭、幼獣1,000円以内／頭

※鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業と合わせて最大15,000円／頭（焼却施設等へ持ち込む場合は最大16,000円／頭）

(4) その他（協調補助について）：

県は、予算の範囲内で市町村に対し、補助事業に要する経費の1／2を補助する。ただし、成獣1頭当たり4,000円、幼獣1頭当たり500円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

5 募集期間

(1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-2710

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金 (食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)

1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びにISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS及びハラール・コーシャ等の認証取得への対応に必要な施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援します。

3 利用対象者

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあつては、金融機関その他相当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、HACCPチーム（HACCP研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業又は類似事業を実施した者にあつては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること
- その他、ハード事業に係る一般的な基準を満たすこと
- 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること ほか

(2) 対象経費：

①施設等整備事業

輸入条件への対応、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費

②効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記①施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費

- (3) 補助率：1／2以内
- (4) 補助上下限額：250万円～5億円

5 募集期間

- (1) 募集期間：未定ですが、御相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3069

山形のうまいもの創造支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

農林漁業者自らの6次産業化又は市町村やJA等による直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けた取組みに必要な機械等の導入を支援します。

3 利用対象者

- (1) 農林漁業者自らの6次産業化の取組みに対する支援（自らの6次産業化）
 農業を営む者（個人、法人）、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、
 林業を営む者（個人、法人）、林業を営む者が組織する団体、
 漁業を営む者（個人、法人）、漁業を営む者が組織する団体
- (2) 市町村等による地域の6次産業化の取組みに対する支援（地域の6次産業化）
 (1)の対象者に加えて、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、市町村

4 支援内容

(1) 補助要件：

| メニュー | 要件 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①自らの6次産業化 ②地域の6次産業化 | <ul style="list-style-type: none"> ・5年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること ◇産出額が現状の2倍以上 ◇独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定するとともに、②に取り組む場合には、地域の農林漁業者の施設の利活用に関する目標を設定すること ・②の取組みにあっては、地域の6次産業化ネットワークが構築されていること |

(2) 対象経費：

| メニュー | 補助対象事業 |
|-----------|------------------------------------------|
| ①自らの6次産業化 | 農林漁業者自らの6次産業化の取組みに必要な機械等導入及びそれら導入に伴う施設改修 |
| ②地域の6次産業化 | 地域の農業者が利活用できる6次産業化拠点施設で必要な機械等導入 |

(3) 補助率：

| メニュー | 補助率 | 補助対象経費 |
|-----------|--------------------|---------------|
| ①自らの6次産業化 | 県：1／3以内 | 200万円～3,000万円 |
| ②地域の6次産業化 | 県：1／4以内、市町村：1／12以上 | 200万円～4,000万円 |

(4) 補助上限額：

上表のとおり

(5) その他：

詳細は、別途公表する補助金交付要綱等を参照ください。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年4月下旬～6月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：米粉・食品産業支援担当
- (3) 電話番号：023-630-3031

【総合支庁】

- (1) 機関名：各総合支庁
- (2) 担当・電話番号：

| | |
|---------------|--------------|
| 村山総合支庁地域産業経済課 | 023-621-8432 |
| 最上総合支庁地域産業経済課 | 0233-29-1317 |
| 置賜総合支庁地域産業経済課 | 0238-26-6042 |
| 庄内総合支庁農業振興課 | 0235-66-5519 |

農山漁村振興交付金
農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者の組織する団体等が、農山漁村発イノベーションに取り組む場合に必要となる、農林水産物の加工・流通・販売施設・地域間交流点の整備、及び農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組みに対して支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、NPO法人

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 6次産業化・地産地消法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者。
- 都道府県（市町村）戦略に基づく事業を実施する農林漁業者の組織する団体又は中小企業。
- 民間金融機関又は日本政策金融公庫等から資金の貸付を受けて事業を実施すること

(2) 対象経費：

- 農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画に従って行う取組み
農林水産物の加工・流通・販売等のために必要な施設、総合化事業又は農商工等連携事業の取組みに不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画に従って行う取組み
食品等の加工・販売のために必要な施設に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が都道府県（市町村）戦略に基づいて実施する取組み
地域資源を活用して付加価値を創造する事業に係る経費

(3) 補助率：3/10以内

ただし、地域別農業振興計画に基づき具体的な目標値を設定して取り組む事業、市町村戦略に基づく取組等については1/2以内

(4) 補助上限額：1億円

交付金額は以下①～③の最も低い額

- ① 事業費×交付率 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

5 募集期間

(1) 募集期間：

令和6年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、御相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3) 電話番号：023-630-3029

農林水産業デジタル活用支援事業費補助金

1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、販売）

2 事業概要

農林水産物の販路拡大を目的として行う、ECモールへの出店に対し支援を行います。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件：

県産農林水産物をオンラインで販売するため、ECモールに出店すること。

(2) 対象経費：

ECモールへの出店にかかる経費（ECモールに構築するページの制作委託費を含む。）

(3) 補助率：1／2以内

(4) 補助上限額：17万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月上旬～5月上旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3) 電話番号：023-630-3029

山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者や食料品製造業者等が取り組む加工食品の新商品開発や既存商品のブラッシュアップについて支援します。

3 利用対象者

県内に主たる事業所等を有し、以下のア～エに該当する者（ただし、過去3年間に2回以上交付決定を受けた者を除く）

ア 農林漁業者

イ 食料品製造業者であって、アと連携するもの

ウ 食料品製造業者であって、米粉製粉を受託する事業者がアと連携するもの

エ 卸売業者又は小売業者のうち、ア、イ、ウのいずれかと連携する事業者

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 原材料に県産農林水産物（県産米粉含）を使用すること（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物であること）
- ② 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること
- ③ 農林漁業者の場合は、事業完了3年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること
- ④ 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の3年目の販売額が2年目の販売額と比較し1.2倍以上になること
- ⑤ 商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること
- ⑥ 開発する商品の製造・販売に必要な許可（食品衛生法の営業許可等）又は開始の届出をしていること
- ⑦ 申請前に県が指定する支援機関の支援のもと事業計画書を策定すること。
- ⑧ 持続可能社会の実現に向けて、次のいずれかを満たす場合は優先的に採択する。
ア 環境保全型農業により生産された県内農産物を使用すること
イ 食品ロスや包装資材など廃棄物の削減につながること

(2) 対象経費

会議等開催費、調査検討費、市場調査費、新商品開発費・既存商品改良費

(3) 補助率：1／2以内

(4) 補助上限額：50万円（パッケージ改良のみの場合は20万円）

(5) その他：

詳細は、令和6年度交付要綱及び公募要領を参照のこと（令和6年4月公表予定）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月下旬～6月上旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：山形県ホームページからのダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当(係)名：米粉・食品産業支援担当
- (3) 電話番号：023-630-3076

農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション推進事業 (農山漁村発イノベーション創出支援型)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

下記5つの取組みについて支援をします。

- ①2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ②新商品開発・販路開拓の実施
- ③直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、事業協同組合、大学・試験研究機関、農業委員会、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業集落、漁業生産組合、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、一般の事業者、NPO法人、水産加工・流通業者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 地域要件

特定農山村地域、振興山村、過疎地域、特別豪雪地帯、中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域、農業振興地域 等

○ 事業実施主体

事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特任団体である場合は、多様な事業者による連携体制を構築済みであること又は構築が見込まれ、連携体制には事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者を必ず含むこと。 等

(2) 対象経費：

①2次・3次産業と連携した加工・直売の推進

調査・検討、成分分析、実需者評価会実施 等に係る経費

②新商品開発・販路開拓の実施

新商品試作、パッケージデザイン開発、成分分析、販路開拓（試食会・試験販売・商談会出展等）等に係る経費

③直売所の売上向上に向けた多様な取組

検討会・研修会開催、新商品開発、消費者評価会実施、イベント実施、効率的な集出荷システム構築の実証 等に係る経費

④多様な地域資源を新分野で活用する取組

経営戦略の策定、事業実施体制の構築、ワークショップ等を通じたビジネスアイデアの創出、新事業・サービスの展開 等に係る経費

⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

新技術等の導入実証、試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造方法の確立、新商品等の試験販売、販路開拓 等に係る経費

※①～④については、事業の実施と合わせて取組みに必要な簡易な施設の整備が可能

(3) 補助率：①～④については1／2（上限500万円）

⑤については定額（上限500万円）

※①～④と⑤を併せて行う場合は総額で500万円を超えない額

5 募集期間

(1) 募集期間：

令和6年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、御相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当(係)名：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3) 電話番号：023-630-3029

そば安定生産等対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術等の取組に必要な経費を支援します。

3 利用対象者

- 農業を営む法人
- 営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
- 農業協同組合
- 事業協同組合
- 地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ①湿害対策技術の導入
収量の増加
- ②複数年契約取引
 - ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
 - ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加
- ③国産そばの新規需要拡大
 - ・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
 - ・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
 - ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

(2) 対象経費及び補助率等：

- ・(1)の①の経費
 - ア 技術講習会・栽培実証等：補助率10/10以内（補助金の上限：300万）
 - イ 湿害対策技術の導入：2,000円/10a
 - ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入：補助率：1/2以内（補助金の上限：1,000万円/台）
- ・(1)の②の経費
1,000円/10a（補助対象面積：新たな複数年契約取引数量に係る面積）
- ・(1)の③の経費
補助率1/2以内（国産そばに係るニーズ調査、国産そばを活用した新商品の開発、販路拡大のためのマッチング・PR）

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当(係)名：作物振興担当

(3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：園芸振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1315

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6051

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5521

畜産所得向上支援事業費補助金（ソフト支援）

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

営農集団や法人経営体等が行う生産性向上のための技術開発・研修、畜産物の販路開拓活動等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：事業実施主体の所得向上及び県産畜産物の付加価値向上に資する取り組みであること。
- (2) 対象経費：畜産物の技術開発経費、加工技術研修会への参加費、販路開拓活動費 等
- (3) 補助率：1／3以内
- (4) その他：市町村等と協調補助の場合は1／12を上限に上乗せ
※県が5／12、市町村等が1／12を補助した場合、合計の補助率は1／2となります。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年4月上旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（流通）

2 事業概要

輸出産地（海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地をいう。）の形成を進めるに当たり、海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・管理体制を構築するための輸出事業計画の策定、当該計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等の支援を行います。

3 利用対象者

- 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者との間の契約等において確認できる者
- 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者
- 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構
- 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの
- 以下に規定する要件を全て備えた協議会
 - ・ 代表者の定めがあること。
 - ・ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - ・ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
- 事業実施者は、早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポーターやコンサルタント、輸出商社などの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。
- 事業実施計画に事業実施者又は参画事業者（事業実施者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。）の所得向上効果を記載し、その検証に依拠することができる者であること。
- 輸出事業計画を策定し農林水産大臣の認定を受けること。

(2) 対象経費：

- 輸出事業計画策定支援
 - ・ 輸出事業計画の策定に必要な調査を実施し、策定する取組み 等
- 生産・加工等の体制構築支援
輸出産地形成の実現に必要な以下の取組み等
 - ・ 人材の育成
 - ・ 農薬規制、動植物検疫、G A Pの取組み、H A C C P等の導入、F S M A（米国における食品安全強化法）への対応のための調査
 - ・ ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組み
- 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援
検証・改善を実施し、P D C Aサイクルを回す以下の取組み等
 - ・ 海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認

- ・ テスト輸送、テスト販売による検証・改善

(3) 補助率：

1年度目：1／2以内、2年度目：1／3以内、3年度目：1／4以内
(補助対象経費 200 万円以下)

(4) 補助上限額：1年度目：100万円、2年度目：66万6千円、3年度目：50万円

(5) その他(補助を受けられる期間について)：

同一品目で補助を受けられる期間は最長3年間

※ これまでに山形県グローバル産地形成支援事業費補助金の交付実績のある事業者は対象外とする。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月中旬から5月下旬まで

(2) 申請書類(様式)の入手先：山形県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当(係)名：輸出推進担当

(3) 電話番号：023-630-3069

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）

1 対象品目・分野 ○その他（食育）

2 事業概要

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、農林水産省関連の目標達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、学校給食における地場産農産物の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロス削減等に係る、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援します。

3 利用対象者

市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）及び特認団体

4 支援内容

(1) 対象経費：

- ①食育推進検討会の開催
 - 食育推進検討会の開催費（委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料等）
 - 地域の食育関係情報整備（調査票・資料印刷費、調査員手当・旅費等）
 - 教材作成費（教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費等）
- ②食育推進リーダーの育成及び活動の促進
 - 食育推進リーダー養成講習会等の開催（講師謝金・旅費、会場借料等）
- ③食文化の保護・継承のための取組支援
 - 調理講習会等の開催（講師謝金・旅費、食材費（調理体験の教材等）、会場借料等）
- ④農林漁業体験の機会の提供
 - 教育ファーム検討委員会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
 - 農林漁業体験の機会の提供費（体験ほ場の借地料、指導者謝金、生産資材費等）
 - コーディネートの実施費（賃金（運営補助）、会場借料、貸し切りバス借料等）
- ⑤和食給食の普及
 - 献立の開発費（調理師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費等）
 - 食育授業費（講師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費、通信運搬費等）
- ⑥学校給食における地場産物活用の促進
 - 生産者とのマッチング調査・調整費（調査員手当・旅費、資料印刷費等）
 - 生産者とのマッチング交流会開催費（講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
 - 献立の開発及び試食会費（調理士及び講師謝金・旅費、会場借料、食材費等）
 - 食育授業費（講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、食材費、役務費等）
- ⑦共食の場における食育活動
 - ニーズ調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、通信運搬費等）
 - 生産者とのマッチング調査・調整費（調査員手当・旅費、資料印刷費等）
 - マッチング交流会開催費（講師謝金・旅費、会場借料、貸し切りバス借料等）

- 共食の場の提供費（講師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費等）
 - ⑧環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
 - 意識調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費等）
 - 環境に配慮した農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費
（講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費等）
 - ⑨食品ロスの削減に向けた取組
 - 意識調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費等）
 - 食品ロス削減検討会・セミナー開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）
 - ⑩課題解決に向けたシンポジウム等の開催
 - 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）
 - アンケート調査費（調査票・資料印刷費、役務費、通信運搬費等）
- ※⑩については、①～⑨の取組と併せて行うこととする。
- (2) 補助率：1／2以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度当初の募集は締め切りました。
ただし、追加募集の可能性もありますので、御相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記へお問い合わせください。
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：米粉・食品産業支援担当
- (3) 電話番号：023-630-3031

農山漁村振興交付金
(農山漁村発イノベーションサポート事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

市町村に行政、農林漁業者、商工業者、金融機関等の関係機関で構成する農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会を設置し、農山漁村発イノベーション等に関する戦略を策定（更新）する取組みや、戦略に基づく交流会等の取組み、農山漁村発イノベーションに取り組む人材を育成する研修会の開催を支援します。

3 利用対象者：地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：交流会・人材育成研修会等の開催については戦略策定市町村

(2) 対象経費：

農山漁村発イノベーション等に関する戦略の策定及び人材育成研修会の開催に必要な経費

（農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会開催費、交流会開催費、人材育成研修会開催費）

(3) 補助率：定額（10／10以内）

5 募集期間

(1) 募集期間：

令和6年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、御相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3) 電話番号：023-630-3029

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（生産支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

①収益性向上対策

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

②生産基盤強化対策

- 継承者が継承5年後も営農を継続することが確実と見込まれること
 - 同一地域において生産装置の継承・強化に向けた取組みが実施されていること
- 上記の全ての要件を満たし、以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること
- ・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
 - ・ 生産コストの低減
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 契約栽培率の増加

(2) 対象経費：

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が50万円以上の農業用機械等）

(3) 補助率：1／2以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

麦・大豆生産技術向上事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築することを目的とし、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援します。

3 利用対象者

- 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が5名以上であること）
- 地域農業再生協議会
- 市町村
- 補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする「国産化プラン」が策定されていること
- 農産局長が定める成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること

(2) 対象経費：

- ①作付けの団地化推進等生産性向上の推進に向けた取組みに要する経費
- ②事業実施主体による新たな営農技術等の導入の取組みに要する経費
- ③事業実施主体による生産拡大に向けた機械・施設の導入等の取組みに要する経費

(3) 補助率

- ・ (2)の①の経費：定額(事業実施主体の水田面積に基づく)
- ・ (2)の②の経費：定額(事業実施主体が新たに導入する技術及び新たに導入する面積に応じて支援)
- ・ (2)の③の経費：1 / 2 以内
(導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満のもの)

(4) 補助上限額

- ・ (2)の①の経費：事業実施主体の水田面積

| | |
|---------------|-------|
| 50ha未満 | 100万円 |
| 50ha以上150ha未満 | 200万円 |
| 150ha以上 | 300万円 |
- ・ (2)の②の経費：1万円 / 10a
- ・ (2)の③の経費：導入する機械等ごとに2,500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課に御相談ください。)
- (2) 申請書類(様式)の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当(係)名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：園芸振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農業振興課 | 023-621-8385 |
| 最上総合支庁農業振興課 | 0233-29-1315 |
| 置賜総合支庁農業振興課 | 0238-26-6051 |
| 庄内総合支庁農業振興課 | 0235-66-5521 |

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・ 生産コストの10%以上の削減
- ・ 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- ・ 農産物輸出の取組みについて、
 - ① 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 又は
 - ② 総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・ 労働生産性の10%以上の向上
- ・ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- ・ 施設エネルギー転換枠の場合、
 - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 又は
 - ② 燃油使用量の15%以上の削減

(2) 対象経費：

- 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が50万円以上）
- 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
- 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

(3) 補助率：1／2以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等※ さくらんぼの省力化設備導入及び「やまがた紅王」雨よけハウス整備は、農業を

営む個人（販売農家）も対象

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額の増加かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成（収益性向上対策事業のうち気象災害対策設備整備のみ）
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）
- 「やまがた紅王」の出荷量（苗木の導入年度ごとに目標を設定）
- 販売額又は所得額の増加（さくらんぼ高温対策緊急支援事業のみ）

(2) 補助対象：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 新産地育成事業（資材・機械の導入）
 - ・ 農業栽培施設整備（ハウス整備（新規栽培者研修用ハウス含む）、促成施設整備）
 - ・ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
 - ・ 気象災害対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱 等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置 等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）
- 栽培技術等導入支援事業（ソフト事業）
（栽培法・機械の実証、販売促進活動、新規栽培者研修、労働力確保 等）
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業（H30からR4に導入した「やまがた紅王」の苗木に対する雨よけハウス整備）
- さくらんぼ高温対策緊急支援事業（遮光資材や散水設備等さくらんぼの高温対策に必要な設備・資材等の導入）

(3) 補助率：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 団地支援型：2／5又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額
 - ・ 生産性・所得向上型：1／3又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額

- 労働環境整備事業
 - ・ 団地支援型及び生産性・所得向上型
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額
- 省力化推進事業
 - ・ 生産性・所得向上型のみ
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額
- 栽培技術等導入支援事業
 - ・ 団地支援型及び生産性・所得向上型
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業
 - ・ 生産性・所得向上型のみ
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額
- さくらんぼ高温対策緊急支援事業
 - ・ 生産性・所得向上型のみ
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額

(4) 補助上限額：

- 収益性向上対策事業：3,000万円（団地支援型は8,000万円）
- 労働環境設備整備事業：150万円
- 省力化推進事業：1,000万円
- 栽培技術等導入支援事業：50万円
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業：なし
- さくらんぼ高温対策緊急支援事業：3,000万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年10月上旬～10月中旬
※さくらんぼ高温対策緊急支援事業のみ（その他の事業については募集終了）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2466

強い農業づくり総合支援交付金（水稲・大豆）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
- 実質化された人・農地プランを策定していること又は地域計画を策定していること
- 当該施設等の整備によるすべての効果によりすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：1／2以内

※受益者が1経営体に限定される取組み（協業経営体を除く）は補助率3／10以内

(4) 事業費上限：

乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき50万2千円

穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあっては計画処理量1トンにつき55万8千円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（整備事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

(2) 対象経費：穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備

(3) 補助率：

- ・ 水稻 乾燥調製施設 1 / 3 以内（大豆、中山間地等は 1 / 2 以内）
- 乾燥調製貯蔵施設 1 / 2 以内

(4) 事業費上限：

- 乾燥調製施設 計画処理量 1 トンにつき 50 万 2 千円
- 穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあつては計画処理量 1 トンにつき 55 万 8 千円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課
- (2) 担当（係）名：米政策推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2304

園芸団地整備支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、大口取引にも対応できる生産性と収益性の高い園芸団地や新たな担い手の受入れと育成が可能なリース方式団地等の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合 等

なお、対象者は「産地パワーアップ計画」及び「園芸団地化計画※」に位置付ける必要があります。

※ 園芸団地化計画の主な要件

- ・ 一団地型：目標年度に販売額5千万円以上増加、新たな担い手が参入すること
- ・ サテライト型：目標年度に販売額3千万円以上増加、新たな担い手が参入すること
- ・ ネットワーク型：目標年度に販売額5千万円以上増加、新たな担い手が参入すること

4 支援内容

- (1) 補助要件：収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること、かつ、目標達成に向けて「園芸団地化計画」に基づき取り組むこと
 - ・ 生産コストの10%以上の削減
 - ・ 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・ 契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合 等
- (2) 対象経費：園芸団地の形成に必要な農業栽培施設、生産資材、農業機械等
- (3) 補助率：7/10以内（国庫1/2、県1/10、市町村1/10）
- (4) その他（協調補助等について）
市町村の1/10嵩上げ補助を前提に県も1/10嵩上げする

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

さくらんぼ大苗導入推進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

「佐藤錦」偏重による労働力の集中と品質低下の解消に向けた「やまがた紅王」「紅秀峰」の大苗導入に対する支援を行います。

3 利用対象者

その他の企業（種苗業者）

4 支援内容

- (2) 補助要件：「やまがた紅王」「紅秀峰」の大苗の生産・販売を行うこと
- (2) 対象経費：「やまがた紅王」「紅秀峰」の大苗の育成経費
- (3) 補助率：定額〔2年生苗：1,000円／本、3年生苗：1,500円／本〕

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部園芸大国推進課
- (3) 申込み先：JA、出荷団体等

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：事業費200万円以上、農業者2者以上

(2) 対象経費：

○ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：64%以内（指定地域*は69%以内）

*過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大3年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（農業水利施設）

2 事業概要

団体営造成施設において、機能保全計画に基づき実施する対策工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・地区の受益面積10ha以上
- ・機能保全計画に基づいて実施するものであること

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：64%（6法*指定地域69%）

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利施設整備担当

(3) 電話番号：023-630-2416

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

土地改良事業調査計画費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

県営又は団体営事業として実施する土地改良事業施行予定地区における調査及び事業計画の作成に対して支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：国庫補助事業の採択基準に該当していること

(2) 対象経費：土地改良事業の調査計画に要する経費

(3) 補助率：

○ 農地整備事業 40%

○ 防災減災事業 50%

○ その他の事業 60%

(4) 補助上限額：(3)の補助率による額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：事業実施期間は概ね3年以内

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付*

※ 調査計画の実施を希望する前年度の8月末日までに申請書を提出

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（農業水利施設）

2 事業概要

農業水利施設の老朽化にきめ細かく対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する対策や、施設の機能低下による災害発生を未然に防ぐ対策工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施される対策工事
- 総事業費200万円以上、受益者2者以上
- 事業期間3年以内（ため池の整備を行う場合は5年以内）

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：64%（6法*指定地域69%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利担当

(3) 電話番号：023-630-2416

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業集落排水事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○その他（農業集落排水施設）
- 2 事業概要
農業集落排水施設の整備又は改築に要する工事費の一部を支援します。
- 3 利用対象者
地方公共団体
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
 - 受益戸数が概ね20戸以上で末端受益戸数2戸以上
 - 改築の場合は、施設の供用開始後7年以上経過していること
 - (2) 対象経費：農業集落排水施設等の整備又は改築に要する工事費
 - (3) 補助率：50%以内
 - (4) 補助上限額：(3)の補助率により算定した額
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時受付
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
 - (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
 - (2) 担当（係）名：計画調整担当
 - (3) 電話番号：

| | |
|-------------|-------------------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 8 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 0 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 7 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 5 3 |

緊急農村防災対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（防災）

2 事業概要

農業水利施設の点検等で確認された施設の異常に起因する災害を防止するための対策工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：受益戸数2戸以上、事業費200万円以上

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：54%（6法*指定地域59%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2416

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8394

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1344

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5716

農地災害復旧事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（災害復旧）
- 2 事業概要
異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農地（水田、畑等）の復旧工事費の一部を支援します。
- 3 利用対象者
農業協同組合、土地改良区、地方公共団体
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件
 - 1箇所工事費が40万円以上
 - 異常な天然現象によって被災した農地であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）
 - (2) 対象経費：復旧工事費
 - (3) 補助率：50%
 - (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額
 - (5) その他（補助率の上乗せについて）：
対象農地の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時受付
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
 - (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課
- 6 問合せ先
【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
 - (2) 担当（係）名：防災担当
 - (3) 電話番号：023-630-2501
【総合支庁】
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
 - (2) 担当（係）名：地域保全担当
 - (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8394 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1345 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-35-9055 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5716 |

農業用施設災害復旧事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（災害復旧）

2 事業概要

異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農業用施設（用排水路、ため池、頭首工、揚水機、農業用道路、その他）の復旧工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 1箇所工事費が40万円以上
- 異常な天然現象によって被災した農業用施設であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）

(2) 対象経費：復旧工事費

(3) 補助率：65%

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助率の上乗せについて）：

対象施設の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2501

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8394 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1345 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-35-9055 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5716 |

ため池安全施設整備事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（ため池）

2 事業概要

農業用ため池の事故を未然に防止するため、転落防止策等の安全施設や注意喚起看板、万が一転落した際の脱出設備等の新設・更新に係る費用の一部を支援します。

3 利用対象者

ため池管理者、地方公共団体、土地改良区

4 支援内容

(1) 補助要件：1地区の工事費が20万円以上

(2) 対象経費：脱出設備（救助ネット・ロープ）、転落防止柵、安全注意喚起看板等の設置

(3) 補助率：

市町村・・・71%（6法^{*}指定地域76%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

その他・・・定額

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2416

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8394
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1345
置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5716

農業基盤整備促進事業費補助金（田んぼダム施設整備）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

気候変動による豪雨災害のリスクが高まっている中、河川への流出抑制対策として水田貯留機能（田んぼダム）の向上が期待されており、この田んぼダムの取組みを実施するにあたって必要となる畦畔補強や水尻設置などの整備に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：事業費200万円以上、受益者が農業者2者以上

(2) 対象経費：

○ 畦畔、排水口、農業用排水施設、区画整理等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 田んぼダムの取組みに向けた調査・調整等に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：71%以内（指定地域^{*}は76%以内）

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大3年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8261

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5554

農業近代化資金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産
- 2 事業概要
意欲ある農業者等が経営改善を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通
- 3 利用対象者
農業を営む個人、農業を営む法人、
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。
農業協同組合、その他の企業・団体・法人
- 4 支援内容
 - (1) 資金使途：
 - 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
 - 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
 - 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
 - 長期運転資金
 - 農村環境整備資金 等
 - (2) 貸付限度額：
 - 農業を営む者・・・個人1,800万円、法人・団体2億円
 - 農協等・・・15億円（大臣が承認した場合はその承認額）
 - (3) その他：
 - 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置7年以内）
 - 借入金利・・・1.30%（令和6年9月19日現在）
※ 認定農業者：0.65%～1.15%
 - 融資率・・・原則80%以内
※ 認定農業者・・・貸付限度額1,800万円（個人）、
2億円（法人）まで100%以内
 - その他・・・目標地図に位置付けられた者等に対する5年間無利子制度有
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）
 - (3) 申込み先：
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）

6 問合せ先

各総合支庁農業振興課にお問い合わせください。

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 9 7

最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0

置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9

庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 8

青年等就農資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ無利子資金の融通（農地の賃借、機械、施設、長期運転資金等）

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定新規就農者に限ります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地等の改良、造成、賃借料
- 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：3,700万円（特認1億円）

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ17年以内（据置5年以内）
- 借入金利・・・無利子
- 融資率・・・100%以内

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

農業協同組合、銀行、信用金庫

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通（農地、機械、施設、長期運転資金等）

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定農業者に限ります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：個人3億円（特認6億円）、法人・団体10億円（特認20億円）

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ25年以内（据置10年以内）
- 借入金利・・・借入期間に応じて0.65%～1.30%
（令和6年9月19日現在）
- 融資率・・・100%以内
- その他・・・目標地図に位置付けられた者等に対する5年間無利子制度有

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

経営体育成強化資金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産
- 2 事業概要
認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通（農地、機械、施設、長期運転資金等）
- 3 利用対象者
農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合
- 4 支援内容
 - (1) 資金使途：
 - 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料
 - 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
 - 農地等の取得、改良、造成、賃借料
 - 長期運転資金 等
 - (2) 貸付限度額：個人1.5億円、法人・団体5億円
 - (3) その他：
 - 償還期限・・・資金使途に応じ25年以内（据置3年以内）
 - 借入金利・・・1.30%（令和6年9月19日現在）
 - 融資率・・・80%以内
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：
最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）
 - (3) 申込み先：
最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
 - (2) 担当（係）名：金融担当
 - (3) 電話番号：023-630-3088

農業改良資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業者等が経営改善を図るために加工、販売等の新たな取組み（農業改良措置）を行うための長期かつ無利子資金の融通

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、その他の企業・団体・個人

※ 以下の農業者等に限りませす。

エコファーマー又は農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法若しくは農商工等連携促進法に基づく各種事業計画を作成し、認定を受けた農業者等

4 支援内容

(1) 資金使途：以下を例とする農業改良措置に必要な資金

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：個人5,000万円、法人・団体1億5,000万円

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ12年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・無利子
- 融 資 率・・・100%

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な短期かつ低利運転資金の融通

3 利用対象者

次の①～⑤のすべてを満たす農業者

- ① 基盤強化法に基づく農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けていること
- ② 簿記記帳を行っていること（又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること）
- ③ ①の認定を受けた計画が、短期資金を必要とするような具体的な事業を内容としているものであること
- ④ ③の具体的な内容について認定後すでに実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること
- ⑤ ①の認定を受けた計画又は資金利用申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること

4 支援内容

(1) 資金使途：

以下を例とする計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）

- ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- ・肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ・営農用施設・機械の修繕費
- ・地代(賃借料)、
- ・営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ・市場開拓費、販売促進費等

(2) 貸付限度額：

- 個人・・・500万円（畜産又は施設園芸2,000万円）
- 法人・・・2,000万円（畜産又は施設園芸8,000万円）

(3) その他

- 償還期限・・・原則1年以内
- 借入金利・・・1.20%～1.70%（令和6年9月19日現在）
- 極度額形式のため、契約上限額以内で常時借入れ・償還が可能

5 募集期間

- (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありませんが、融資枠に限りがあるため、新規の募集をしていない融資機関もあります。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）
- (3) 申込み先：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

農林漁業セーフティネット資金

1 対象品目・分野

水田・畑作 園芸 畜産 林業 水産業 その他

2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通
(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

4 支援内容

(1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金
・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
・法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

(2) 貸付限度額：600万円(特認有)

(3) その他：

- 償還期限・・・10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・0.65%～1.15%（令和6年9月19日現在）

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和6年9月19日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

原油価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者に対し、A重油及び灯油（以下「燃油」という。）の購入にかかる費用の一部を支援します。

3 利用対象者

県内で施設園芸を営む農業法人、農業者、農業者団体 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 山形県内で、園芸用施設において野菜類、花き類、果樹類を生産していること
- 省エネルギー取組計画を作成し、実践すること

(2) 対象経費：園芸用施設の加温に使用する燃油の購入経費

(3) 補助率：平均価格（※1）と基準価格（※2）の差額を交付単価とし、月ごとの燃油購入数量に応じて1/2相当額を補助

※1 月ごとの燃油の全国平均価格

※2 過去7年間の全国平均価格のうち最高値1年及び最安値1年を除いた5年の平均価格（A重油88.9円、灯油94.2円）

(4) 補助上限額：なし

(5) その他：令和6年10月から12月までの期間に購入した燃油を対象とする

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和7年2月以降に募集開始

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード又は市町村・総合支庁窓口

(3) 申込み先：農林水産部園芸大国推進課 野菜花き振興係

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2) 担当（係）名：野菜花き振興係

(3) 電話番号：023-630-2458

荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

管理放棄され、荒廃のおそれのある人工林の森林整備（間伐等）を行う場合、国庫補助事業に合わせ、本事業で上乗せして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

森林所有者と知事が森林管理に関する協定を結んだ民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林

(2) 対象経費：間伐等及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費

(3) 補助率：標準経費の32%以内を嵩上げ

(4) 補助上限額：国庫補助事業補助金との合計額が実行経費を上回る場合は、実行経費を上限（森林作業道については、間伐1ha当り100m分の額を上限）

(5) その他：国庫補助を受ける場合、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和6年5月下旬に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁森林整備課 | 023-621-8152 |
| 最上総合支庁森林整備課 | 0233-29-1348 |
| 置賜総合支庁森林整備課 | 0238-35-9053 |
| 庄内総合支庁森林整備課 | 0235-66-5525 |

森林資源再生事業費補助金（再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

再造林を行う場合に国庫補助事業に合わせて本事業で上乗せして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ 民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林
- ・ 国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行う経費

(3) 補助率：標準経費の22%又は24%相当

(4) 補助上限額：標準経費の90%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

(5) その他

国庫補助事業の補助を受ける場合に、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(具体的な期日については、令和6年5月下旬に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8152
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348
置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

森林資源再生事業費補助金（小面積再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

小面積の再造林を行う場合に、苗木購入経費を補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 次のいずれかに該当する民有林（公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く）

①植栽面積が0.1ha未満

②国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上1.0ha未満の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行うための苗木購入経費（他事業で補助を受けた分相当を除く。）

(3) 補助率：(1) ①の場合：苗木購入経費の100%以内

(1) ②の場合：標準経費の34%相当

(4) 補助上限額：(1) ①の場合：なし

(1) ②の場合：標準経費の70%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和6年5月下旬に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8152

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金 (間伐生産性向上対策事業)

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

カーボンニュートラル実現に向けて森林による二酸化炭素の吸収機能を強化するため、林業事業体等が策定する間伐の生産性向上計画に基づいて実施する搬出間伐に対する支援を行います。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、市町村

4 支援内容

- (1) 補助要件：①大規模施業団地の設定（5 ha以上）、②生産性向上の目標設定（3年間で1割増等）、③間伐材の50%以上を製材工場等に供給
- (2) 対象経費：間伐及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：間伐及び森林作業道の実行経費

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年4月上旬～
(募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。)
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課
- (3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：里山造林担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 5 2
最上総合支庁森林整備課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 8
置賜総合支庁森林整備課 0 2 3 8 - 3 5 - 9 0 5 3
庄内総合支庁森林整備課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 5

森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金
(低コスト再造林システム促進事業)

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

カーボンニュートラル実現に向けて森林による二酸化炭素の吸収機能を強化するため、主伐と再造林の一貫作業を行う林業事業者等に対して支援を行います。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、市町村

4 支援内容

- (1) 補助要件：機械による伐倒・地拵えを連続して実施し、低密度(2,000本/ha以下)でコンテナ苗を植栽
- (2) 対象経費：主伐と同一時期にコンテナ苗による低密度植栽を行った場合、その主伐に係る経費
- (3) 補助率：定額（5件）
- (4) 補助上限額：195千円/ha

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年4月上旬～
(募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。)
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課
- (3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：里山造林担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 5 2
最上総合支庁森林整備課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 8
置賜総合支庁森林整備課 0 2 3 8 - 3 5 - 9 0 5 3
庄内総合支庁森林整備課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 5

森林整備地域活動支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

集約化施業による搬出間伐などの取組を積極的に促進するため、森林所有者及び林業事業体等による森林経営計画の作成のための合意形成や森林境界の明確化、及びこれらを進める上で必要となる既存路網の簡易な改良を支援します。

3 利用対象者

林業を営む者、森林所有者、森林組合、市町村等

4 支援内容

○森林経営計画の作成促進

- (1) 対象経費：森林経営計画の作成に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

○森林境界の明確化

- (1) 対象経費：森林境界の確認に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

○森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備

- (1) 対象経費：作業路網の簡易な改良に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：40,000円/ha

※補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度分の募集は終了しました。
※令和7年度分は令和6年5月以降に募集します。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当
- (3) 申込み先：各市町村林務担当

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8286
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6065
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5534

林業・木材産業循環成長対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

林業・木材産業の成長産業化を図るため、高性能林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

3 利用対象者

林業を営む法人、森林組合等、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体、市町村

4 支援内容

○高性能林業機械等の整備

- (1) 対象経費：高性能林業機械の導入に要する経費
- (2) 補助率：1／3以内（スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダについては4／10以内）
- (3) 補助上限額：機械ごとに設定あり

○木材加工流通施設等の整備

- (1) 対象経費：木材加工流通施設の整備に要する経費
- (2) 補助率：1／2以内（原木輸送用トラックの導入にあたっては、1／3以内）
- (3) 補助上限額：施設ごと設定あり

※その他、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備、なお、補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度導入分の募集は終了しました。
※令和7年度導入分は令和6年7月以降に募集します。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当又は各総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：各市町村林務担当

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁森林整備課は木材流通対策担当）
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

山の幸振興対策支援事業費補助金

1 品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

特用林産物の生産振興を図るため、生産拡大、付加価値向上及び生産工程改善につながる施設・設備の整備等を支援します。

3 利用対象者

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農林家で組織する団体、農林業法人、地方公共団体等の出資する法人

4 支援内容

- (1) 対象経費：特用林産物の生産施設等の整備を支援
- (2) 補助率：県1／6以内、市町村1／6以上
- (3) 補助上限額：30万円以上～概ね300万円（事業費）
- (4) その他（協調補助等について）
市町村長を経由して補助する市町村との協調補助。

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの総合支庁へお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：林産振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2526

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8285
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6065
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5534

特用林産施設体制整備事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

東日本大震災による被災地等の一刻も早い復興のために、県内きのこ生産者への生産資材の安定供給を図るため、特用林産施設における生産・供給体制の整備に必要な生産資材導入などに対し支援を行います。

3 利用対象者

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等で組織する団体、地方公共団体等の出資する法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：受益戸数原則5戸以上
- (2) 対象経費：原木・菌床きのこ生産資材の導入
- (3) 補助率：1／3以内（原木）、1／4以内（菌床）
- (4) その他
 - ・山形県における菌床きのこ生産資材導入については、出荷制限等市町村及びその隣接市町村が補助対象
 - ・対象地域における復興に資する事業であること

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度の募集は終了しましたが、相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：林産振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2526

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁森林整備課 | 023-621-8285 |
| 最上総合支庁森林整備課 | 0233-29-1351 |
| 置賜総合支庁森林整備課 | 0238-26-6065 |
| 庄内総合支庁森林整備課 | 0235-66-5534 |

森林資源循環利用促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

民有林で発生する間伐材等を、集成材用ラミナ、合板用材及び木質バイオマス燃料用のチップ、ペレット用材として、加工工場等との出荷に関する協定等に基づき出荷するものについて、運搬経費等を補助します。

3 利用対象者

森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連業者等の組織する団体（製材業者、合板製造業者等の組織する事業協同組合等）、その他知事が認める団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ 伐採した木材を量的なまとまりをもってカスケード利用を行い、加工工場との協定に基づいて出荷を行う事業体
- ・ 民有林で発生する間伐材等（ただし、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）、森林整備法人が管理する森林を除く）

1) ラミナ等利用促進事業

間伐材をラミナ、合板等の加工工場に出荷

2) バイオマス燃料利用促進事業

- ① 間伐材を熱利用目的の燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷
- ② 間伐材をバイオマス発電用チップ加工工場等に出荷
- ③ 森林経営計画に基づく伐採により生じた林地残材等の低質材を、燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷

(2) 対象経費：間伐材等の木材加工工場への搬出、運搬に要する経費

(3) 補助率：定額（間伐材等の搬出・運搬経費とその売払価格の差額の内数）

5 募集期間

- (1) 募集期間(予定)：随時(具体的な期日については、令和6年5月下旬に公表予定)
- (2) 申請書類(様式)の入手方法：農林水産部森林ノミクス推進課
- (3) 申込み先：農林水産部森林ノミクス推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部森林ノミクス推進課
- (2) 担当(係)名：森林整備・再造林推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3217

広葉樹林健全化促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

ナラ枯れ被害木等を含む広葉樹を皆伐し天然更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用する取組みを支援します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ナラ枯れ被害が発生し、今後被害拡大の恐れがある森林であること
- ・ha当たり25m以上の搬出路が必要な条件不利地であること
- ・5ha以下の皆伐をし、伐採木を全て搬出利用すること
- ・ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン等により実施すること

(2) 対象経費：伐採木の搬出利用

(3) 補助率：定額1,000円/m³以内

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月上旬～

（募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課 023-621-8152（里山造林担当）

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1347（普及担当）

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053（里山造林担当）

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5537（普及担当）

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（一般住宅）

1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上^{*}使用した新築住宅の施主に対し補助します。

※基準値（ m^3 ）は延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数値

3 利用対象者

県内に県産木材を使用した新築住宅を建設する施主

4 支援内容

(1) 補助要件

- 自ら居住するため、山形県内に住宅を新築する方。
- 令和7年3月31日までに実績報告書を提出すること。
- 住宅に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が住宅の延べ床面積1平方メートルにつき 0.1m^3 を乗じて算出した数量以上であること。

(2) 補助率：定額25万円

(3) その他

- ・ 県土整備部所管の「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金」や県土整備部環境エネルギー部所管の「やまがた健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」との併用は不可。
- ・ 予算の範囲内（150棟分）で、先着順に受け付けとなります。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月1日～

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
又は県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：新築住宅建設地を所管する総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（民間施設）

1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上^{*}使用した民間施設（店舗等）の施主に対し補助します。

※基準値（ m^3 ）は延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数値
県産木材のうち30%以上を県産JAS製品とすること

3 利用対象者

県内に県産木材を使用した新築民間施設を建設する施主

4 支援内容

(1) 補助要件

- 自ら運営するため、山形県内に民間施設を新築する方。
- 令和7年3月31日までに実績報告書を提出すること。
- 民間施設に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が施設の延べ床面積1 m^2 につき0.1 m^3 を乗じて算出した数量以上であること。なお、使用する県産木材の数量には外構施設（木塀等）も含むことができる。

(2) 補助率：20,000円/ m^3 \times 県産木材使用量（上限50万円/棟）

やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算

(3) その他：予算の範囲内で、先着順に受け付けとなります。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月1日～

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
又は県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：民間施設の建設地を所管する総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

やまがたの木まちづくり推進事業費補助金

1 対象品目・分野

○林業 ○その他

2 事業概要

木の溢れる暮らし実現に向け、県民が利用する展示効果の高い民間施設において内装等の木質化を行う経費の一部を助成する。

3 利用対象者

県内の法人・団体

4 支援内容

- (1) 対象経費：内装等の木質化に係る工事費
- (2) 補助率：1／2
- (3) 補助上限額：200万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年4月
(予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。)
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロードできます。
- (3) 申込み先：農林水産部 森林ノミクス推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：森林利用・林工連携担当
- (3) 電話番号：023-630-2527

森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金
(高性能林業機械のヘッド更新支援)

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

林業事業体が自ら所有する高性能林業機械のヘッドの更新に係る経費を支援します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等

4 支援内容

(1) 補助要件

○対象機械は、購入日から耐用年数である5年を経過したハーベスタ、プロセッサ、フォーク収納型グラップルバケット（フェリングヘッド付き含む）

(2) 対象経費：上記要件に該当する高性能林業機械のヘッド更新に係る経費

(3) 補助率：1／3以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和6年6月頃

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 電話番号（担当名）

村山総合支庁森林整備課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 2 8 6（林政企画担当）

最上総合支庁森林整備課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 5 1（木材流通対策担当）

置賜総合支庁森林整備課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 6 5（普及担当）

庄内総合支庁森林整備課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 7（林政企画担当）

高性能林業機械トライアル支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

意欲と能力のある林業経営者の育成と低コスト作業システムの普及による生産性向上を図るため、高性能林業機械のトライアル使用の経費を支援します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等

4 支援内容

(1) 補助要件

ア 対象事業体

- ・ 県内に主たる営業所又は住所を有する者
- ・ 効率的かつ低コストな作業システムの確立に取り組む者又は県が定める「意欲と能力のある林業経営者」への選定を目指す者
- ・ その他、指定する目標を達成することを計画する者

イ 対象機械

- ・ フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、その他2つ以上の機能をもつ高性能林業機械

ウ その他の要件

- ・ 1台あたりのレンタル期間は、1～3か月程度
- ・ 1事業体あたり、原則2台を上限とする。

(2) 対象経費：高性能林業機械のレンタル経費

(3) 補助率：対象経費の1／3以内（要件を満たす場合は1／2以内）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和6年4月～5月頃

(2) 申請書類（様式）の入手方法：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

(3) 申込み先：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当（係）名：林産振興担当

(3) 電話番号：023—630—2528

【申込み先】

(1) 機関名・課名：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

(2) 担当（係）名：山形県労働力確保支援センター

(3) 電話番号：023—666—6348

林業・木材産業改善資金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進するための無利子資金

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

4 支援内容

(1) 資金使途

事業者の創意工夫を生かした先駆的な取組み等を行うため、以下の事業を導入するのに必要な資金

- ・新たな林業部門の経営の開始
- ・新たな木材産業部門の経営の開始
- ・林産物の新たな生産方式の導入
- ・林産物の新たな販売方式の導入
- ・林業労働に係る安全衛生施設の導入
- ・林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

(2) 貸付限度額

- ・林業 個人1,500万円、法人3,000万円、団体5,000万円
- ・木材産業 1億円

(3) その他

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
最長12年以内（据置5年以内）の特例あり
- ・借入金利：無利子
- ・独立行政法人農林漁業信用基金または山形県信用保証協会の債務保証が必要

5 募集期間：

(1) 募集期間（予定）：

常設資金のため、期間の限定はありませんが、希望される貸付金交付日（※）の2か月前までにご相談、申請願います。

（※貸付金交付日6月1日から翌年3月1日まで）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191 最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351 置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063 庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

木材産業等高度化推進資金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

木材の生産及び流通の円滑化、効率的・安定的な林業経営の育成を目的とした低利の運転資金

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

4 支援内容

(1) 資金使途

以下のメニューに該当する運転資金

- ・ 素材生産等促進資金
- ・ 新規需要創出資金
- ・ 木材高度加工資金
- ・ 林業経営高度化推進資金
- ・ 伐採・造林一貫作業推進資金
- ・ 木材安定供給資金

(2) 貸付限度額

- ・ 各指定金融機関における融資枠の範囲内

(3) その他

- ・ 償還期限：1年以内
- ・ 借入金利：0.9%～1.6%
- ・ 資金の利用には「合理化計画」の認定が必要

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：

常設資金のため、期間の限定はありませんが、合理化計画の認定が必要となるため、借入希望日の2か月前までご相談、申請願います。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：指定金融機関

（商工中金、農林中金、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

農林漁業セーフティネット資金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通
(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

4 支援内容

(1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金
・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
・法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

(2) 貸付限度額：600万円(特認有)

(3) その他：

- 償還期限・・・10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・0.65%～1.15%（令和6年9月19日現在）

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和6年9月19日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野

○林業 ○その他

2 事業概要

燃油価格高騰により、きのこの生産に係る生産経費（光熱費）が上昇していることから、きのこ生産者の経営の安定を図るため、掛かり増し経費に対し支援を行います。

3 利用対象者

山形県内できのこの生産を行う、農業協同組合、きのこの生産を行う法人、きのこ生産者が組織する団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：1 補助事業者あたりの令和6年次（令和6年1月～12月）の栽培きのこの出荷量の合計が20 t 以上であること。
- (2) 補助率：定額（4.00円/kg×「令和6年7月～12月の出荷実績（kg）」）
- (3) 補助上限額：「(2)補助率」により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：10～11月に要望調査を実施（申請は令和7年2月中旬まで）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：補助事業者が所在する市町村を所管する
総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：補助事業者が所在する市町村を所管する総合支庁森林整備課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 2 8 5
最上総合支庁森林整備課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 5 1
置賜総合支庁森林整備課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 6 5
庄内総合支庁森林整備課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 3 7

森林サービス産業創出事業費補助金

1 品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

森林資源のひとつである森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する森林サービス産業の創出のため、モデル的に実施するツアー等への助成を行う。

3 利用対象者

森林空間を活用して健康、観光、教育等の多様な分野の体験事業を行う県内の法人・団体

4 支援内容

- (1) 対象経費：モデル的に実施するツアー等の実施に要する経費
- (2) 補助率：1／2
- (3) 補助上限額：30万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年3月上旬～4月上旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロードできます。
- (3) 申込み先：農林水産部 森林ノミクス推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：森林利用・林工連携担当
- (3) 電話番号：023-630-2528

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(漁業就業者スタートアップ事業 (漁業体験補助))

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

山形県の漁業に興味を持ち、県内での漁業研修体験に参加される方に対し、体験時の宿泊費を支援します。

3 利用対象者

漁業研修体験参加者

4 支援内容

- (1) 補助要件：庄内地方在住ではない方の宿泊を伴う漁業研修体験
- (2) 対象経費：体験期間中の宿泊費の一部
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：体験期間中の宿泊費のうち、1泊につき3,000円まで
- (5) その他：
 - 居住地が体験地から200km以上の方は体験期間の前・後泊まで補助対象
 - 居住地が体験地から200km以下の方は体験期間に加えて前泊のみ補助対象

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付中（体験期間、時期については問合せ先と別途調整）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先
- (3) 申込み先：庄内総合支庁水産振興課

6 問合せ先

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234-24-6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(次世代水産人材就業準備サポート事業(転居・家賃支援))

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

新たに漁業研修(準備研修・長期研修)を受講される方の研修準備に関する費用、研修時の生活を支援します。

3 利用対象者

漁業就業希望者

4 支援内容

(1) 補助要件:

漁業就業への技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方(経営者として漁業に携わったことがない方)で、漁業準備研修・長期研修を受講予定の方

(2) 対象経費:

- 漁業研修のための転居費用
- 研修を受講している間の家賃

(3) 補助率: 定額

(4) 補助上限額:

- 転居費用: 最大10万円(うち県1/2、市町村1/2)
- 家賃補助: 2万円/月(うち県1/2、市町村1/2)

(5) その他:

- 転居費用: 研修開始時1回のみ
- 家賃補助: 研修終了まで(準備研修、長期研修を通じて最長2年)
3か月以上継続して研修を受講すること

5 募集期間

(1) 募集期間: 随時受付中

研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2) 申請書類(様式)の入手先: 下記の申込先

(3) 申込み先: 山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

- (1) 機関名・課名: 山形県漁業協同組合
- (2) 担当(係)名: 指導課
- (3) 電話番号: 0234-24-5611 (代表)

【県庁】

- (1) 機関名・課名: 農林水産部水産振興課
- (2) 担当(係)名: 水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号: 023-630-2478

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234-24-6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(次世代水産人材就業準備サポート事業 (漁業就業準備支援))

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業就業に向けた技術習得のために行われる準備研修（対象者：雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方）を受講する方に給付金を支給します。
（就業時に45歳以上の方は県が、45歳未満の方は国が支給します。）

3 利用対象者

漁業就業希望者

4 支援内容

(1) 補助要件：

漁業就業に向けた技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）

(2) 対象経費：

研修を受講している間の給付金(生活費)

(3) 補助率：

定額 年間150万円(月額12万5千円) 最長2年間

(4) 補助上限額：150万千円／年

(5) その他：

- 3ヶ月以上継続して研修を受講すること(3か月未満は補助の対象にならない)
- 漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2) 申請書類(様式)の入手先：下記の申込先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当(係)名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611 (代表)

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当(係)名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当(係)名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術バトンパス事業）

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要
漁家出身者で漁業就業に向けた技術習得のために行われる研修を受講する方に給付金を支給します。
- 3 利用対象者
漁業の承継を希望する漁家出身者（承継する漁家の3親等以内の親族）
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：経営者として漁業に携わったことがない漁家出身者
 - (2) 対象経費：研修を受講している間の給付金(生活費)
 - (3) 補助率：定額 年間150万円(月額12万5千円) 最長1年間
 - (4) 補助上限額：150万円／年（うち県2／3、市町村1／3）
 - (5) その他：
 - 3か月以上継続して研修を受講すること（3か月未満は補助の対象にならない）
 - 漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時受付中
研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先
 - (3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課
- 6 問合せ先
 - 【山形県漁業協同組合】
 - (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
 - (2) 担当（係）名：指導課
 - (3) 電話番号：0234-24-5611（代表）
 - 【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
 - (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
 - (3) 電話番号：023-630-2478
 - 【総合支庁】
 - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
 - (2) 担当（係）名：振興普及担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(新規独立漁業経営者バックアップ支援事業)

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

独立経営開始後3年目までの就業者に対して、経営安定資金を交付します。

3 利用対象者

漁業を営む個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

独立経営開始後3年目までの漁業就業者（漁業を主たる収入とする漁業者）

(2) 対象経費：－

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他：

○ 独立後最長3年間、年間150万円を交付

○ 操業を怠っている等、返還要件に該当する場合には交付額全額の返還が必要

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

交付の対象となるかは、山形県漁業協同組合と別途調整が必要

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術スキルアップ支援事業）

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業技術の高度化、漁業経営の多角化を目指す漁業者に対して、漁業技術高度化研修を実施します。

3 利用対象者

技術の高度化、経営の多角化を目指す漁業を営む個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

新しい技術の習得を望む漁業者が研修対象。講師はそれらの技術を有し、研修受入が可能な漁業者

(2) 対象経費：－

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他：研修は1日あたり2時間、一人あたり15日まで

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

水産業成長産業化支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

水産業の成長産業化に向けた取組みをオーダーメイド型で支援します。

3 利用対象者

漁業（養殖業を含む）を営む法人・団体又はグループ、個人、民間企業（加工・流通業等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 水産振興計画に掲げる基本的な方針に沿った水産振興に効果が高い取組みであること。

＜水産振興計画に掲げる基本的な方針＞

- ・ 持続可能な海面漁業の生産基盤整備
- ・ 海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化
- ・ 持続可能な内水面漁業・養殖業の振興
- ・ 県産水産物の利用拡大
- ・ 安全・安心で健全な水域環境の確保と活用

○ 当該事業費に対して市町村からの財政的支援が受けられること。

(2) 対象経費：

本県水産業の成長産業化に向けた取組みに必要な経費

例) ハード整備及び整備に付随して行う調査・検討経費、新商品開発・販路開拓、

新商品開発費（資材購入費、成分分析等検査費等） 等

(3) 補助率：

① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 1 / 3 以内、市町村 1 / 6 以上
- ・ 民間企業：県 2 / 10 以内、市町村 1 / 10 以上

② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 2 / 10 以内、市町村 1 / 10 以上

※国の補助と合わせた補助率が10/10を超えないものとする。

(4) 補助上限額：

① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県400万円、市町村200万円
- ・ 個人：県200万円、市町村100万円
- ・ 民間企業：県100万円、市町村50万円

② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県3,000万円、市町村1,500万円
- ・ 個人：県400万円、市町村200万円

※民間企業は支援対象外です。

(5) その他：

補助対象事業として採択されるためには、審査会での審査が必要となります。

5 募集期間

- (1) 募集期間 : 令和6年4月8日から令和6年4月30日まで
- (2) 申請書類(様式)の入手方法 : 県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先 : 最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名 : 農林水産部 水産振興課
- (2) 担当(係)名 : 水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号 : 023-630-2478

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名 : 庄内総合支庁産業経済部 水産振興課
- (2) 担当(係)名 : 振興普及担当
- (3) 電話番号 : 0234-24-6045

漁業近代化資金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業者等が漁業経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、水産加工

※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 漁船の建造若しくは取得又は改造等
- 漁船漁具保管修理施設等、漁場改良造成用機具、漁具等
- 水産動植物の種苗の購入又は育成
- 漁村環境整備施設 等

(2) 貸付限度額：

- 20トン以上の漁船建造資金借受者、養殖業を営む法人 3億6,000万円
又は団体、二以上の複合経営を行う者
- 漁船を使用して漁業を営む個人、養殖業を営む個人、 9,000万円
漁業生産組合、漁業を営む法人、水産加工業を営む法人
水産加工業を営む個人
- 漁業を営む個人（上記を除く） 1,800万円
※ 知事又は農林水産大臣が承認した場合は、その承認額

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・1.30%（令和6年9月19日現在）
※ 認定漁業者は、資金使途に応じて最長10年間無利子
- 融 資 率・・・原則80%以内（特認100%以内）

5 募集期間

- (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合、農林中央金庫
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合、農林中央金庫

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
- (2) 担当（係）名：総務担当
- (3) 電話番号：0234-24-6161

沿岸漁業改善資金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

沿岸漁業者等が利用する経営改善、生活改善及び青年漁業者等養成のための無利子資金の融通

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

漁業・水産加工団体（一定基準の定めを有していること等の要件があります。）

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 漁業経営改善のための設備・施設整備資金及び新養殖技術導入資金等
（自動航跡記録装置、魚群探知機、動力式つり機等の作業省力化に資する機器等の設置、養殖施設・種苗・餌料等の養殖技術の導入等）
- 漁家の生活改善のための設備投資資金及び婦人・高齢者の活動資金等
- 漁業後継者等養成確保のための研修教育資金及び経営開始資金等

(2) 貸付限度額：5,000万円

※ 知事が承認した場合は、その承認額

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・無利子

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当（係）名：総務担当

(3) 電話番号：0234-24-6161

計画営漁推進資金

- 1 対象品目・分野 ○水産業

- 2 事業概要
漁業者等の計画的営漁を推進するために、必要な漁業操業資金及び漁業収入安定対策事業により拠出する積立金の低利資金の融通

- 3 利用対象者
漁業を営む個人、漁業を営む法人

- 4 支援内容
 - (1) 資金使途：
○ 漁業操業資金
（1年未満の短期運転資金：前払保険料、先払給与費、出漁仕込品費、修理費等）
 - (2) 貸付限度額：
○ 漁業操業資金・・・1,000万円
○ 積立金・・・300万円
 - (3) その他：
○ 償還期限・・・資金使途に応じ1年以内
○ 借入金利・・・1.10%（令和6年度）

- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合
 - (3) 申込み先：山形県漁業協同組合

- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
 - (2) 担当（係）名：総務担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6161

漁業者燃油高騰対策特別支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業者が令和6年7月～令和6年12月までに購入した燃油について、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填額の漁業者負担分（積立金）を支援します。

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：政府の漁業経営セーフティーネット構築事業の発動
- (2) 対象経費：令和6年7月～令和6年12月までに購入した燃油について、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填額の漁業者負担分
- (3) 補助率：10/10
- (4) 補助上限額：—

5 募集期間

- (1) 募集期間：以下の問合せ先に確認ください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：下記の申込先
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

- (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
- (2) 担当（係）名：指導課
- (3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 水産振興課
- (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号：023-630-3071

漁業者資材高騰対策特別支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業者が購入した漁業用資材について、価格上昇分の支援を行います。

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 県漁協が販売する魚箱について、販売価格が令和3年10月時点より上昇すること。
- 県漁港が販売する氷について、販売価格が令和4年12月時点より上昇すること。
- 県漁協が販売するオイル、テグス、ロープ、漁網について、販売価格が令和3年1月時点より上昇すること。

(2) 対象経費：令和6年7月～令和6年12月までに漁業者が購入した漁業用資材購入に係る経費のうち、価格上昇分

(3) 補助率：10/10

(4) 補助上限額：—

5 募集期間

- (1) 募集期間：以下の問合せ先に確認ください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：下記の申込先
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合購買課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

- (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
- (2) 担当（係）名：購買課
- (3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 水産振興課
- (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号：023-630-3071

放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

持続的経営に取り組む内水面漁業・養殖業を応援するため、経営の改善、販路の拡大などに取り組む事業者に対して、生産経費高騰分の一部を支援

3 利用対象者

県内に事業所を有する内水面漁業協同組合及び養殖業者（中小規模）

4 支援内容

- (1) 補助要件：生産経費、電気料及び餌代が令和3年度から増額していること。
- (2) 対象経費：生産経費、電気料及び餌代にかかる令和3年度からの増額分
- (3) 補助率：1／2
- (4) 補助上限額：－
- (5) その他：
補助の対象期間は、令和6年7月～令和6年12月まで

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付中
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込み先
- (3) 申込み先：農林水産部水産振興課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
- (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号：023-630-2445

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234-24-6045

農林漁業セーフティネット資金

1 対象品目・分野

水田・畑作 園芸 畜産 林業 水産業 その他

2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通
(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

4 支援内容

(1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金
・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
・法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

(2) 貸付限度額：600万円(特認有)

(3) その他：

- 償還期限・・・10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・0.65%～1.15%（令和6年9月19日現在）

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和6年9月19日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

鳥獣被害防止総合対策交付金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

○ 整備事業

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

(2) 対象経費：

○ 推進事業

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

○ 緊急捕獲事業

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

(3) 補助率：

○ 推進事業

- ・1/2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

○ 緊急捕獲事業

- ・定額

○ 整備事業

- ・1/2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

(4) 補助上限額

○ 推進事業

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

○ 緊急捕獲事業

- ・8,000円以内/頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内/頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内/頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内/頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内/羽（鳥類）

○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

○ 緊急捕獲事業

- ・ 推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村づくり担当
- (3) 電話番号：023-630-2495